



第2次国分寺市男女平等推進行動計画

第2次国分寺市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画
国分寺市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画

令和3年度進捗状況評価報告書



国分寺市

目次

I 第2次国分寺市男女平等推進行動計画の概要	2
1 計画の目的.....	2
2 計画の位置付け	2
3 計画の性格.....	2
4 計画の期間.....	2
5 計画の推進.....	2
6 計画の基本理念	3
7 計画の目標.....	4
8 計画の体系.....	6
II 評価の考え方・手法について	8
1 評価の目的.....	8
2 評価者とその役割.....	8
3 評価の頻度と公表.....	8
4 評価の方法.....	8
5 評価結果の報告	9
III 男女平等推進委員会からの答申	10
IV 施策別推進状況評価	10
課題1 男性中心型労働慣行の見直し	16
課題2 女性の活躍の場の拡大	19
課題3 男女平等意識の醸成.....	27
課題4 男女平等教育の充実.....	31
課題5 男女平等に関する広報・啓発活動.....	32
課題6 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶	35
V 成果目標の達成状況	44
VI 参考指標	45
VII 参考資料	49
資料No.1 令和4年度会議の開催状況	50
資料No.2 国分寺市男女平等推進条例	52
資料No.3 国分寺市男女平等推進協議会設置規程.....	57

I 第2次国分寺市男女平等推進行動計画の概要

1 計画の目的

本計画は、「国分寺市男女平等推進条例」第9条に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて、国分寺市において男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

2 計画の位置付け

- (1) 「国分寺市男女平等推進条例」第9条に基づき策定する計画です。
- (2) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。
- (3) 本計画の課題1及び2を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」と位置付けます。
- (4) 本計画の課題6を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」と位置付けます。

3 計画の性格

- (1) この計画は、国の「第4次男女共同参画基本計画」の趣旨を踏まえて策定する計画です。
- (2) 「国分寺市総合ビジョン」やその他の関連する分野別計画との整合性を図り、策定する計画です。
- (3) この計画は、「国分寺市男女平等推進委員会」の意見を尊重するとともに、「国分寺市男女平等推進行動計画」の推進状況や課題を整理し、平成27年度に実施した「国分寺市男女平等に関する市民意識・実態調査」の結果、ワークショップ、パブリック・コメント制度等による市民参加のもとに策定したものです。
- (4) この計画は、市・市民・事業者等と協働して取り組むものです。

4 計画の期間

この計画の期間は、平成29年度から令和6年度までの8年間とし、社会状況の変化や計画の進捗状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

5 計画の推進

(1) 推進体制

市長の附属機関である「国分寺市男女平等推進委員会」（以下「推進委員会」という。）において、男女共同参画推進施策に関わる重要事項や行動計画の進捗状況について、専門的又は市民の見地から調査審議し、市長に答申します。推進委員会からの答申をふまえて、男女共同参画推進施策を展開します。推進委員会は、男女共同参画社会の実現に向けて活動する団体の代表4人以内、公募市民3人以内、識見を有する者3人以内で構成されます。

全庁にわたる横断的な推進体制として、「国分寺市男女平等推進協議会」（以下「推進協議会」という。）により男女共同参画推進施策の調整と推進を行います。

（２）市民，事業者等との連携と協働

男女共同参画社会の実現に向けて施策を推進するにあたっては，市民や事業者等との連携や協働が欠かせません。市・市民・事業者等がさまざまな分野で主体的にそれぞれの役割を果たしていくことを目指します。

（３）国や東京都，関係機関との連携

国の法整備や，東京都が広域的に実施すべき事項等については，国や東京都に積極的に働きかけを行うとともに，必要に応じて他の関係機関と連携を図ります。

（４）行動計画の効果的な進行管理

年度ごとに推進状況を確認し，「国分寺市男女平等推進条例」第10条に基づき推進委員会からの意見を聴取し，年次報告書を作成し，公表します。

推進状況の評価は，計画の見直しや施策の次年度以降の取組に反映します。

さらに，より具体的に進行管理を行うために，成果目標を設定し，その達成に向けて事業・施策を推進していきます。

（５）配慮すること

性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている場合や，障害があること，日本で生活する外国人であること等に加え，女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合について，計画推進全般にわたって人権尊重の観点から配慮をします。

6 計画の基本理念

「国分寺市男女平等推進条例」第3条に規定する基本理念をこの計画の基本理念とします。

- （１）性別にかかわらずなくだれもが，個人として尊重され，性別に起因する差別及び暴力がなく，ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により，個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく，多様な生き方が選択できること。
- （２）性別の観点から，社会における制度又は慣行をできる限り中立なものにすること。
- （３）市における政策又は事業者等における方針の立案若しくは決定をはじめとするあらゆる場に，性別にかかわらずなくだれもが対等に参加できること。
- （４）性別にかかわらずなくだれもが，家庭内での協力及び社会的支援のもとに，子育て，介護等家族としての役割を果たすことと職場，地域等において活動することとを両立できるようにすること。
- （５）国際社会における取組と密接な関係があることを認識して取組を推進すること。

7 計画の目標

「国分寺市男女平等推進条例」第3条に規定する基本理念に沿って施策を推進するにあたり、目指す国分寺像として計画の目標を次のとおり定めます。

男女の人権を尊重しだれもが相互につながり助け合い自己実現できるまち

※「男女の人権」……ひとくくりに「人権」の問題について取り扱うのではなく、「男らしさ」「女らしさ」といった社会通念や慣習から生じる人権の問題、性別に起因する人権の問題という観点に着目し、その観点から問題を強調するために、「男女の」としています。

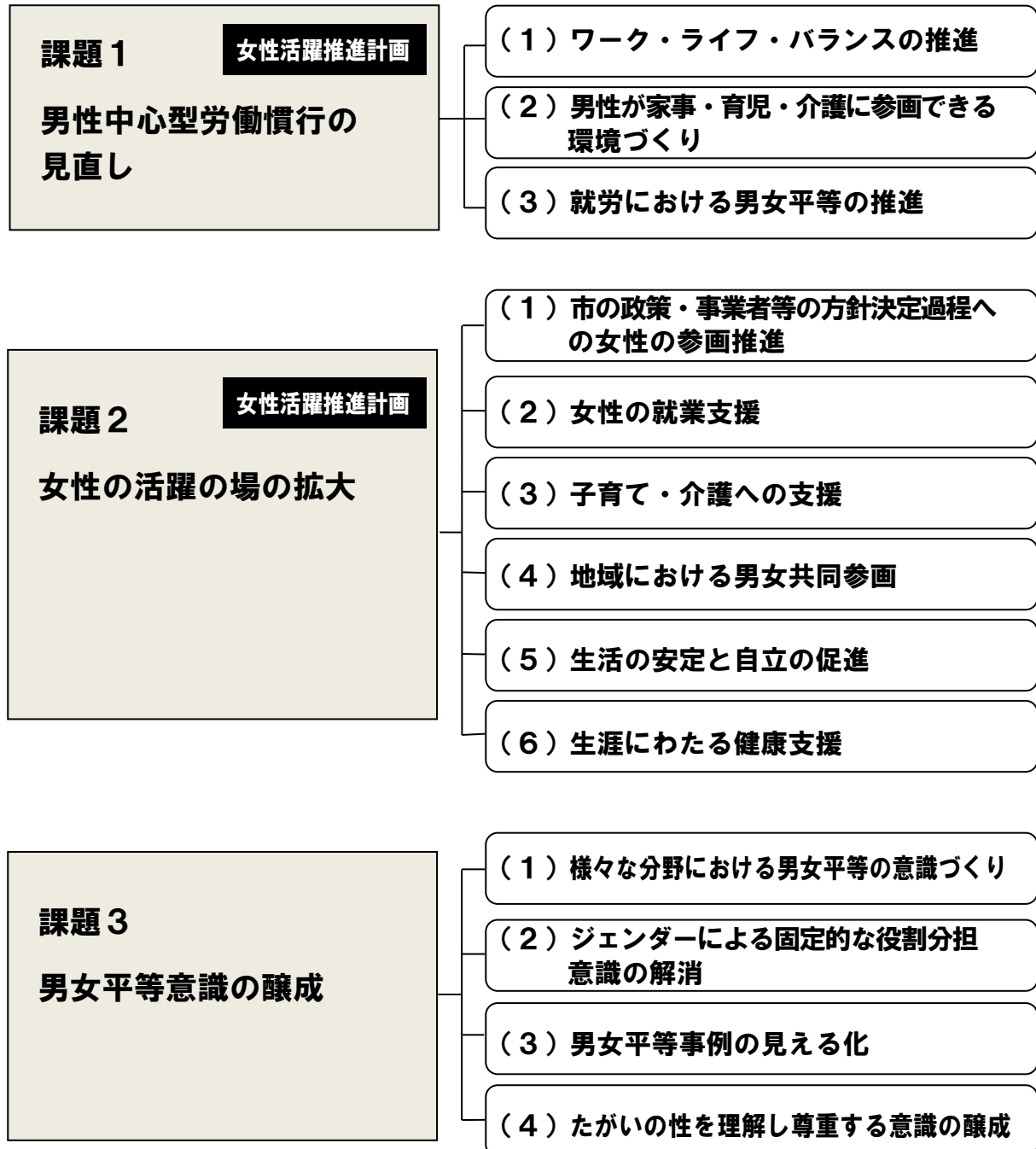
<成果目標>

課題	項目（データ出典）	現状	成果目標		[参考]
			中間(期限)	最終(期限)	国目標(期限)
1	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度 (男女平等に関する市民意識・実態調査)	57.4% (平成27年度)	70% (令和2年度)	80% (令和6年度)	—
	庁内の男性職員の育児休業取得率 (国分寺市特定事業主行動計画)	8% (平成27年度)	15% (令和2年度末)	20% (令和6年度)	13% (平成32年)
	庁内の超過勤務の縮減 (国分寺市特定事業主行動計画)	一人あたり 月8.3時間 (平成27年度)	一人あたり 月6.4時間 (令和2年度末)	特定事業主 行動計画の 目標値	—
	週労働時間60時間以上の雇用者の割合 (男女平等に関する市民意識・実態調査)	9.9% (平成27年度)	5% (令和2年度)	5%以下 (令和6年度)	5% (平成32年)
2	審議会等委員に占める女性の割合 (人権平和課)	32% (平成27年度)	40%以上 (令和2年度)	40%以上 (令和6年度)	30%以上 (平成32年)
	庁内の女性職員の登用（国分寺市特定事業主行動計画）				
	管理職（課長以上）に占める女性の割合	10.1% (平成27年度)	15%以上 (平成29年度)	20% (令和6年度)	20% (平成32年度末)
	係長職に占める女性の割合	28.2% (平成27年度)	30%以上 (平成29年度)	35% (令和6年度)	35% (平成32年度末)
	防災会議の委員に占める女性の割合 (防災安全課)	9.1% (平成27年度)	30% (令和2年度)	30%以上 (令和6年度)	30% (平成32年)
	保育所待機児童数 (子ども若者計画課)	88人 (平成27年度)	解消 (令和2年度)	解消 (令和6年度)	解消 (平成29年度末)
3	「ジェンダー」という言葉の認知度 (男女平等に関する市民意識・実態調査)	59.3% (平成27年度)	70% (令和2年度)	80% (令和6年度)	—
5	「男女平等推進センター」の認知度 (男女平等に関する市民意識・実態調査)	22.8% (平成27年度)	40% (令和2年度)	60% (令和6年度)	—
6	夫婦間における「平手で打つ」「足でける」を暴力として「どんなことがあっても許されない」と認識する人の割合 (男女平等に関する市民意識・実態調査)	平手で打つ 男性 73.5% 女性 79.8% 足でける 男性 93.6% 女性 91.9% (平成27年度)	100% (令和2年度)	100% (令和6年度)	—
全体	「男女共同参画社会」という言葉の認知度 (男女平等に関する市民意識・実態調査)	65.2% (平成27年度)	100% (令和2年度)	100% (令和6年度)	100% (平成32年)

8 計画の体系

課題

施策



課題

施策

課題4 男女平等教育の充実

(1) 学校における人権・男女平等教育の充実

課題5 男女平等に関する広報・啓発活動

(1) 「男女平等推進センター」の活用促進

(2) 男女の人権に配慮した表現の推進

課題6 性別に起因する暴力や人権 侵害の根絶

第2次DV防止基本計画

(1) 相談業務の充実と関係機関との連携強化

(2) DV予防のための取組推進

(3) 被害者の安全確保と自立支援

(4) 人権侵害を予防するための支援

(5) 性犯罪被害者の支援

*課題1と課題2は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」にあたるもので、「国分寺市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画（女性活躍推進計画）」とします。

*課題6は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」にあたるもので、「第2次国分寺市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画（第2次DV防止基本計画）」とします。

Ⅱ 評価の考え方・手法について

1 評価の目的

第2次国分寺市男女平等推進行動計画（以下「第2次行動計画」という。）は、男女共同参画を推進するための施策を体系化したものです。第2次行動計画がどの程度達成されたかを客観的に評価することで、どの分野で男女共同参画推進施策が進んだか、あるいは進んでいないか、どういう事業が効果的か、あるいは効果的でないかが明らかになり、次に取り組むべき課題等を明らかにすることができます。

また、男女共同参画を推進するためには、市民の方々に男女共同参画について理解していただくことが重要です。評価結果を市民に公表することで、男女共同参画に関する市民の理解が深まることが期待できます。

2 評価者とその役割

国分寺市男女平等推進専門委員会（庁内の主に事業所管課所属の職員で構成する市の内部組織。以下「専門委員会」という。）からの評価報告を受けて、附属機関である推進委員会は、専門委員会の報告を確認しつつ専門性を活かし、市民の見地をもった第三者的立場から施策内容に対する評価の妥当性を主眼に審議、評価を行います。

推進委員会の評価、答申を踏まえ、推進協議会（副市長を会長とし7人の部長で構成する市の内部組織）において、全庁にわたる横断的な推進のため、総合的な見地から推進状況を評価します。評価に当たっては市民、事業者等の意見が十分反映され、公正で市民にわかりやすいものとなるよう配慮します。

3 評価の頻度と公表

計画的に進行管理を行うために、評価は毎年度実施し、その結果については、市が市民や事業者等に広く公表します。

4 評価の方法

計画の実効性を高めるため、以下の各段階を踏んで評価を行います。

(1) 所管課による自己評価（自己点検票の作成）

各事業の所管課は、年度当初に第2次行動計画の事業内容に即した目標を設定します。年度末には、1年間の進捗状況を鑑み、男女共同参画推進の視点から自己評価を行います。年度ごとに事業評価及び目標設定を行うことで、実施した事業を振り返るとともに、取り組むべき事業や課題を明確にし、次の目標に反映させることができます。所管課の評価の基準は次のとおりです。

[評価の基準]

A：目標を達成した。 B：目標をほぼ達成した。 C：目標達成できず。

D：実績がなかった。

(2) 事務局による施策評価案の作成

事務局である人権平和課は、自己点検票を施策ごとに集約し、施策評価案を作成します。評価については、所管課による自己評価を数値換算（A=6～5点，B=4～3点，C=2～1点，D=0点）します。施策ごとに合計した数値を事業数で除し、その平均値をもとめて評価します。

(3) 専門委員会の評価

自己点検票及び施策評価案を確認し、所管課評価と同様の基準に基づいて施策評価を行います。委員に所管課の職員がいる場合には、所管課としての意見も聞きながら、評価を進めます。必要に応じて評価理由を記載します。

(4) 推進委員会の評価

自己点検票及び推進協議会評価を確認し、専門性を活かし計画の推進状況を評価します。施策ごとの評価をまとめて、市長に意見として答申します。

(5) 推進協議会の評価

推進委員会からの評価、答申を受け、総合的な見地から市としての施策ごとの推進状況評価を行います。

5 評価結果の報告

市は、評価結果を年次報告書としてとりまとめ、市民及び事業者等に分かりやすい形で報告します。

Ⅲ 男女平等推進委員会からの答申

(写)

令和5年3月27日

国分寺市長

井澤 邦夫 様

国分寺市男女平等推進委員会
委員長 甲斐田 きよみ

第2次国分寺市男女平等推進行動計画の進捗状況について（答申）

令和4年6月17日付けで諮問のありました「男女平等推進行動計画の進捗状況に関する事」について、次のとおり答申する。

記

1 本委員会における第2次国分寺市男女平等推進行動計画評価の経緯

第2次国分寺市男女平等推進行動計画（以下「第2次行動計画」という。）は、これまでの男女平等推進行動計画の実施状況を精査し、男女平等社会の実現に向けて、「男女共同参画社会基本法」及び「国分寺市男女平等推進条例」に基づき、施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画として、平成29年3月に策定された。

本委員会は市長の諮問を受け、第2次行動計画策定にあたっては、「第2次行動計画の策定に係る意見聴取について」答申している。

今年度は、第2次行動計画の令和3～6年度の所管課目標の審議及び令和3年度の進捗状況評価を行った。

2 進捗状況評価について

本委員会での令和3年度進捗状況評価は次のとおりである。各所管課（室）においては、本答申の内容を念頭に置きながら、今後の事業に取り組まれたい。

（1）課題1 男性中心型労働慣行の見直し

- ・情報提供については、チラシやリーフレット等の配架等の従来手法に加え、コロナ禍による新しい生活様式に浸透しつつあるオンラインを活用するなど、より高い効果の見込まれる周知方法を検討されたい。
- ・チラシ等の配架等による情報提供自体にも意義はあるが、その結果としてどのような効果、影響があったのかを把握することがより重要であり、今後の施策等の展開においても有意義である。二次元コードの活用やホームページのアクセス数の把握等、新しい手法を取り入れて効果測定しやすい環境の構築に努められたい。

（2）課題2 女性の活躍の場の拡大

- ・市における女性職員の管理職登用・意思決定の場への参画の推進に向けて実施されているキャリアビジョン研修は、その実施自体も大事な取組ではあるが、研修の対象者に対する参加者の割合や、女性管理職数がどのように変化してきたかが重要である。施策を講じた結果等を示すなど効果測定及びその情報の活用について工夫されたい。

(3) 課題3 男女平等意識の醸成

- ・ジェンダーに基づく固定的な役割分担意識の解消とその理解にあたっては、その背景等を正しく理解することがとても重要である。引き続き市民等に向けた情報発信や学習機会の提供により、男女平等意識の醸成を促進されたい。
- ・小・中学校における性の多様性への理解促進は、誰もが個人として尊重されるジェンダー平等の意識を深める上で重要なことである。東京都の人権教育プログラム等による教職員向けの研修を実施されているが、研修受講者の理解度がどうであったかを把握し、フィードバックするなどにより、より効果的な研修を開催するよう努められたい。

(4) 課題4 男女平等教育の充実

- ・課題3で示したとおり、本項目についても各事業において教育や啓発を実施した結果としてどのような効果、影響があったのか検証されたい。

(5) 課題5 男女平等に関する広報・啓発活動

- ・課題1で示したとおり、男女平等に関する情報提供や配架等を行った結果、どのような効果があったのかを把握できるよう、二次元コードの活用やホームページのアクセス数の把握等、新しい手法を取り入れて効果測定しやすい環境の構築に努められたい。
- ・情報発信においては、ジェンダー、男女平等、ひいては人権を尊重した表現とするために「男女平等の視点による表現のガイドライン」を活用してもらうとともに、庁内職員や関係各所にも周知されたい。

(6) 課題6 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

- ・DV相談の件数減少については、担当課において、コロナ禍の影響により加害者の在宅時間が増えたことによるものと分析されているが、見方を変えると、相談したくてもできない環境にある方々がいることが顕在化されたとも考えられる。このような状況にいる方々に対する支援のアプローチについて検討されたい。

3 今後に向けて

以上が第2次行動計画の令和3年度進捗状況に対する本委員会の評価であるが、答申の結語として次の3点を付言する。

- (1) 男女平等推進への効果が明瞭とはいえない目標設定、目標に対する

成果，実績の関連性が分かりにくい記載内容，達成度を客観的に測ることのできない評価指標が要因となり，本委員会での各施策評価に当たって判断材料が乏しい状況があった。各所管課（室）で評価や課題について具体的に示し，掲げた目標設定に対する取組の結果とその後の対応等について，理解が深められるような評価表を作成し，男女平等推進施策の進展に有益なものとなるよう努められたい。

- (2) 第2次行動計画の後期4年間を迎えるにあたり，令和2年度に各施策の目標設定等を見直し，令和3年度より見直しした目標に対する評価を実施したが，上記(1)において付記したように，目標設定とそれに対する事業内容は，評価に困難を伴うものがみられる。今後，継続して評価を進めるにあたり，必要に応じて目標設定，事業内容の更新，整理することも考慮されたい。
- (3) 感染症法による新型コロナウイルス感染症の位置づけが，令和5年5月から5類に移行するとされており，コロナ禍以前の社会経済活動に戻るものと思われるが，長きにわたるコロナ禍により浮き彫りとなった，女性が直面する，非正規雇用やひとり親であることに起因する経済的困難，DV等による身体的・精神的困難等は，潜在的な事案も含め，その解消等に向け，関係各所において取組を進めていかなければならない。市においても男女平等施策について，男女平等推進センターだけでなく，ジェンダーの視点に基づいた事業を関係各課で連携し，全庁的に取り組まれたい。

以上

IV 施策別推進状況評価

〔基本目標〕 男女の人権を尊重しだれもが相互につながり助け合い自己実現できるまち

課題		施策	評価
1	男性中心型労働慣行の見直し	(1)ワーク・ライフ・バランスの推進	B
		(2)男性が家事・育児・介護に参画できる環境づくり	B
		(3)就労における男女平等の推進	B
2	女性の活躍の場の拡大	(1)市の政策・事業者等の方針決定過程への女性の参画推進	B
		(2)女性の就業支援	B
		(3)子育て・介護への支援	B
		(4)地域における男女共同参画	B
		(5)生活の安定と自立の促進	B
		(6)生涯にわたる健康支援	B
3	男女平等意識の醸成	(1)様々な分野における男女平等の意識づくり	B
		(2)ジェンダーによる固定的な役割分担意識の解消	A
		(3)男女平等事例の見える化	A
		(4)たがいの性を理解し尊重する意識の醸成	B
4	男女平等教育の充実	(1)学校における人権・男女平等教育の充実	B
5	男女平等に関する広報・啓発活動	(1)「男女平等推進センター」の活用促進	A
		(2)男女の人権に配慮した表現の推進	B
6	性別に起因する暴力や人権侵害の根絶	(1)相談業務の充実と関係機関との連携強化	B
		(2)DV予防のための取組推進	B
		(3)被害者の安全確保と自立支援	B
		(4)人権侵害を予防するための支援	B
		(5)性犯罪被害者の支援	B

評価	評価の基準	令和3年度
A	目標を達成した。	3
B	目標をほぼ達成した。	18
C	目標達成できず。	0
D	実績がなかった。	0

■令和3年度 施策別事業実績

施策別進捗状況評価の見方

課題1 男性中心型労働慣行の見直し〔女性活躍推進〕

■施策1 ワーク・ライフ・バランスの推進

No.1 ワーク・ライフ・バランスに関する広報啓発活動			
事業内容	市報や情報誌、市ホームページ等による広報啓発を行います。 男性が子どもと一緒に参加できる講座開催等により、ワーク・ライフ・バランスについて考える機会を提供します。		
経済課	事業目標	・ワーク・ライフ・バランスに関連したセミナーを東京都等関係機関とともに開催する。 ・ワーク・ライフ・バランスの各種事業・制度に関する情報提供を行う。	数値目標 講座参加者数(オンライン含む)40人
	事業実績	・令和3年7月14日に東京労働相談情報センター国分寺事務所と共催で「男女雇用平等セミナーⅡ 育休パパ・ママの職場復帰セミナー」(定員25名)を実施した。	数値実績 ・左記セミナー参加者13人
人権平和課	事業目標	・ワーク・ライフ・バランスに関する広報を行い、市民に対する意識啓発を行う。 ・男性も参加できるワーク・ライフ・バランス講座を開催し、男性の家事・育児・介護等への参加を促進する。	数値目標 ・市報・HP・ツイッター等によるワーク・ライフ・バランスの広報及び講座開催 5回実施
	事業実績	・内閣府や都の発信するワーク・ライフ・バランスや男性の家事・育児参画を促進する情報をツイッターやHPに掲載した。 ・国際男性デーにあわせ、女性の活躍を促進する情報発信を行っている書籍をツイッターで紹介するなど、SNSを活用した意識啓発を行った。	数値実績 ・市報・HP・ツイッター等によるワーク・ライフ・バランスの広報及び講座開催 7回実施
No.2 庁内におけるワーク・ライフ・バランスの推進			
事業内容	子育てや介護などと仕事が両立できる環境の充実を図ります。 休暇制度の周知や男性の育児休業の取得率向上に努め、ワーク・ライフ・バランスを推進します。		
職員課	事業目標	・男性職員の育児休業取得の促進(50%以上) ・子育て介護に関する休暇制度の庁内周知	数値目標 男性職員の育児休業取得の促進(50%以上)
	事業実績	・新規対象者に対し育児休業の勧奨を行い、6名中6名が育児休業を取得した。 ・4月と10月に庁内向けに子育て介護に関する休暇制度の周知を行った。	数値実績 ・新たに育児休業が取得可能となった男性職員6名全員が育児休業を取得し、取得率は100%となった。
人権平和課	事業目標	・ワーク・ライフ・バランスに関する広報を行い、庁内に向けた意識啓発を行う。 ・男性も参加できるワーク・ライフ・バランス講座を開催し、庁内周知を行う。	数値目標 ・市報・HP・ツイッター等によるワーク・ライフ・バランスの広報及び講座開催 5回実施
	事業内容	市長から諮問を受けた有識者・公募市民等で組織された男女平等推進委員会において、客観的な視点等から行った施策評価です。	
		職員で組織する男女平等推進専門委員会の施策評価です。必要に応じてコメントを記載しています。	

※事業No.3省略

課題1 施策1 施策評価		
専門委員会	事業No.1(経済課)について、ワークライフバランスの推進は市単独では難しい部分も理解しているのが、引き続き東京都等と連携をして講座やセミナー等の開催を実施していただきたい。 事業No.3(職員課)について、数値目標及び数値実績、事業実績の内容から、ワークシェアによる職員配置により一定程度効果を上げていると思われるが、推進にどのように関わってきているのか今後記載するとより良いと考える。	B
推進委員会	・事業No.2(職員課)について、新規育児休業取得対象者が全員取得できたことは評価すべきことであるが、取得期間、対象者の希望期間等に応えられたか等を実績に示してもらいたい。 ・事業No.3(人権平和課)について、HPやツイッター等への広報の結果として、市民の反応がどうだったのかがわかると啓発に対する意義が担当課としても持てると考える。例えばツイッターへのアクセス数を記載するなど工夫されたい。	B
推進協議会	推進委員会の評価のとおりとする。	B

男女平等推進委員会の評価をもとに、総合的な見地から全庁にわたる横断的な推進体制として設置されている男女平等推進協議会で行った施策評価です。

■令和3年度 施策別事業実績

課題1 男性中心型労働慣行の見直し〔女性活躍推進計画〕

■施策1 ワーク・ライフ・バランスの推進

No.1 ワーク・ライフ・バランスに関する広報啓発活動			
事業内容	市報や情報誌、市ホームページ等による広報啓発を行います。 男性が子どもと一緒に参加できる講座開催等により、ワーク・ライフ・バランスについて考える機会を提供します。		
経済課	事業目標	・ワーク・ライフ・バランスに関連したセミナーを東京都等関係機関とともに開催する。 ・ワーク・ライフ・バランスの各種事業・制度に関する情報提供を行う。	数値目標 講座参加者数(オンライン含む)40人
	事業実績	・令和3年7月14日に東京労働相談情報センター国分寺事務所と共催で「男女雇用平等セミナーⅡ育休パパ・ママの職場復帰セミナー」(定員25名)を実施した。	数値実績 ・左記セミナー参加者13人
人権平和課	事業目標	・ワーク・ライフ・バランスに関する広報を行い、市民に対する意識啓発を行う。 ・男性も参加できるワーク・ライフ・バランス講座を開催し、男性の家事・育児・介護等への参加を促進する。	数値目標 ・市報・HP・ツイッター等によるワーク・ライフ・バランスの広報及び講座開催 5回実施
	事業実績	・内閣府や都の発信するワーク・ライフ・バランスや男性の家事・育児参画を促進する情報をツイッターやHPに掲載した。 ・国際男性デーにあわせ、女性の活躍を促進する情報発信を行っている書籍をツイッターで紹介するなど、SNSを活用した意識啓発を行った。	数値実績 ・市報・HP・ツイッター等によるワーク・ライフ・バランスの広報及び講座開催 7回実施
No.2 庁内におけるワーク・ライフ・バランスの推進			
事業内容	子育てや介護などと仕事が両立できる環境の充実を図ります。 休暇制度の周知や男性の育児休業の取得率向上に努め、ワーク・ライフ・バランスを推進します。		
職員課	事業目標	・男性職員の育児休業取得の促進(50%以上) ・子育て介護に関する休暇制度の庁内周知	数値目標 男性職員の育児休業取得の促進(50%以上)
	事業実績	・新規対象者に対し育児休業の勧奨を行い、6名中6名が育児休業を取得した。 ・4月と10月に庁内向けに子育て介護に関する休暇制度の周知を行った。	数値実績 ・新たに育児休業が取得可能となった男性職員6名全員が育児休業を取得し、取得率は100%となった。
人権平和課	事業目標	・ワーク・ライフ・バランスに関する広報を行い、庁内に向けた意識啓発を行う。 ・男性も参加できるワーク・ライフ・バランス講座を開催し、庁内周知を行う。	数値目標 ・市報・HP・ツイッター等によるワーク・ライフ・バランスの広報及び講座開催 5回実施
	事業実績	・内閣府や都の発信するワーク・ライフ・バランスや男性の家事・育児参画を促進する情報を職員課に共有し、また関連する課の主催講座や都の事業紹介について庁内掲示板に掲載するなどし、庁内周知を図った。	数値実績 ・市報・HP・ツイッター等によるワーク・ライフ・バランスの広報及び講座開催 5回実施

No.3 庁内・事業者等における長時間労働削減の取組の促進

事業内容	日常業務や業務分担の見直しを行い、特定事業主行動計画と連動し、超過勤務の縮減目標の達成に向け取り組みます。市内事業者等に向けた広報啓発を行い、長時間労働削減を推進します。		
職員課	事業目標	特定事業主行動計画に基づき超過勤務縮減に取り組む。(一人あたりの月超過勤務数を月6.4時間に縮減)また、当初予測できなかった短期業務について、会計年度任用職員(時間額)の配置によるワークシェアリングを行う。	数値目標 一人あたりの月超過勤務数を月6.4時間に縮減
	事業実績	当初予測できなかった短期業務について、会計年度任用職員(時間額)の配置によるワークシェアリングを行ったが、目標を達成することはできなかった。	数値実績 令和3年度の一人あたりの月超過勤務時間数は10.1時間であった。
経済課	事業目標	・働き方改革に伴う長時間労働削減に関連した個別相談会を働き方改革推進支援センターとともに開催する。 ・働き方改革に関する情報提供・啓発を行う。	数値目標 ・個別相談会の開催回数 12回
	事業実績	東京働き方改革推進支援センターを通じて、全国社会保険労務士連合会より社会保険労務士の派遣を受けて個別説明会を実施。全13回企画をしたが、コロナウイルス感染症まん延の影響もあり、6回中止となった。なお、令和4年からは、東京都労働相談情報センター多摩事務所との遠隔労働相談事業を実施することとしたため、当該事業を取りやめた。	数値実績 ・個別相談会の開催回数 7回
人権平和課	事業目標	・ワーク・ライフ・バランスや長時間労働削減に関する広報を行い、市内事業者等に対する意識啓発を行う。	数値目標 ・市報・HP・ツイッター等によるワーク・ライフ・バランス及び長時間労働削減の広報 3回
	事業実績	・職員課や国分寺市商工会に、ワーク・ライフ・バランスを促進する内閣府や都の取組に関する広報物を送付し、事業者等へ情報提供を行った。	数値実績 ・市報・HP・ツイッター等による広報、国分寺市商工会への広報物送付による情報提供計3回

課題1 施策1 施策評価

専門委員会	事業No.1(経済課)について、ワークライフバランスの推進は市単独では難しい部分も理解しているので、引き続き東京都等と連携をして講座やセミナー等の開催を実施していただきたい。 事業No.3(職員課)について、数値目標及び数値実績、事業実績の内容から、ワークシェアによる職員配置により一定程度効果を上げていると思われるが、推進にどのように関わってきているのか今後記載するとより良いと考える。	B
推進委員会	・事業No.2(職員課)について、新規育児休業取得対象者が全員取得できたことは評価すべきことであるが、取得期間、対象者の希望期間等に応えられたか等を実績に示してもらいたい。 ・事業No.3(人権平和課)について、HPやツイッター等への広報の結果として、市民の反応がどうだったのかがわかると啓発に対する意義が担当課としても持てると思う。例えばツイッターへのアクセス数を記載するなど工夫されたい。	B
推進協議会	推進委員会の評価のとおりとする。	B

■施策2 男性が家事・育児・介護に参画できる環境づくり

No.4 性別に関わらず家事・育児・介護をするための意識・環境づくり				
事業内容	講座開催等により、様々なスキルや支援の情報提供を行います。家事・育児・介護は男女が共に行うものであることを啓発し、多様な家族の実情に応じて、性別に関わらず積極的に携わることができる環境を整えます。			
人権平和課	事業目標	・男性も参加できるワーク・ライフ・バランス講座を開催し、男性の家事・育児・介護等への参加を促進する。 ・家事・育児・介護はジェンダーに左右されず行われるものであることを、周知啓発する。	数値目標	・市報・HP・ツイッター等によるジェンダー平等の広報及び講座開催 3回
	事業実績	男性の視点から家事・育児のテーマにおけるジェンダー平等を考える書籍を新規購入し、貸出を行ったほか、東京都・内閣府の男性育児参画推進に係るツイートをリツイートするなど周知啓発を行った。	数値実績	・ツイッター等によるジェンダー平等の広報及び男性育児参画推進に係るリツイート 3回
健康推進課	事業目標	妊婦とパートナーを対象として、妊娠・出産・育児に関する知識の習得、母子保健サービスの情報提供、妊娠中の不安の軽減を図り、妊婦・パートナーが共に育児を行うものであることを啓発する。	数値目標	初産人数の7割 600人
	事業実績	新型コロナウイルス感染症予防対策のため、1回当たりの受講者人数を制限し実施した。出席者の96%がパートナーと来所されていた。妊娠・出産・育児に関する情報や知識の習得を図るとともに、共に育児を行うことについての啓発をした。	数値実績	初産人数の7割 433人
高齢福祉課	事業目標	・地域包括支援センターが開催する家族介護者交流会等を通じて、性別に関わらず積極的に介護に携わる意識を高める。 ・性別に関わらず介護役割を担う人が、家族や地域から孤立化することを防止する。	数値目標	家族介護者交流会 延べ参加者数(オンライン含む) 200人
	事業実績	家族介護者交流会として、定期開催しているセンターでは介護を実際に行っている方や経験者である市民が、初めて介護に直面した市民にアドバイスする等で介護負担の軽減や孤立化防止ができています。	数値実績	家族介護者交流会 延べ参加者数(オンライン含む) 235人
子育て相談室	事業目標	・通園教室の家庭支援骨子に基づき、父親が参加しやすいように土・日に行事を設定し、特に父親の積極的な行事への参加を呼びかけると共に、父親が育児に参加することへの意識向上を狙って支援を行う。	数値目標	・こどもの発達センターつくしんぼ行事に対する父親の平均参加率 80%
	事業実績	対象行事は入園式、保護者交流会、療育参加、こども会、親子行事、卒園式の6つ。父親参加総数64名(平均参加率 62%) 目標数値は下回った。コロナ禍により、保護者の参加を世帯1名にしたことが考えられる。 療育参加や子ども会は父親の参加が多かったため、引き続き参加のしやすい土・日に行事を設定し、積極的な参加を促していく。	数値実績	・こどもの発達センターつくしんぼ行事に対する父親の平均参加率 62%
子ども子育て支援課	事業目標	・男女共に育児に関わるよう、親子で楽しめる子どもの遊び場を提供する。	数値目標	・土曜日開館児童館 6館
	事業実績	児童館6館で土曜日開館を実施し、コロナ禍の中、安心して利用できるよう感染症対策を行い、土曜日は父親が子どもを連れて遊び場所として利用していた。リモートワークの環境となった家庭も多く、両親の息抜きの際にもなっていた。	数値実績	・児童館の土曜日開館 6館で実施

課題1 施策2 施策評価		
専門委員会	事業No.4(子育て相談室)について、実績に記載のとおり、コロナ禍により「世帯1名のみ」の参加に制限した現状を加味すれば悪くない結果。機械的な評価とするのかコロナ禍を加味した評価とするのか検討の余地がある。	B
推進委員会	事業No.4(健康推進課)について、数値目標及び数値実績では初産人数に対する「割合(7割)」と「人数」が示されているが、その関係性がわかりづらい。割合(7割)を主眼にするのか、人数を主眼にするのか確認して、その結果に応じた評価をされたい。	B
推進協議会	推進委員会の評価のとおりとする。	B

■施策3 就労における男女平等の推進

No.5 事業者等へむけた男女平等・格差是正に関する啓発・情報提供

事業内容	市報・市ホームページや男女平等推進センター情報誌等の様々な媒体を通じ、各種制度や女性活躍推進法に基づく公開情報を紹介し、均等待遇に向けた事業者への理解を深めます。		
経済課	事業目標	・男女雇用平等に関連したセミナーを東京都等関係機関とともに開催する。 ・男女雇用平等の各種事業・制度に関する情報提供を行う。	数値目標 ・講座参加者数(1回あたり・オンライン含む) 40人
	事業実績	・令和3年6月17日及び28日に東京都労働相談情報センター国分寺事務所と共催で「男女雇用平等セミナー I 女性活躍推進のポイントと実践事例」(定員50名)を開催した。	数値実績 ・講座参加者数(1回あたり・オンライン含む) 31人
人権平和課	事業目標	・各種制度や女性活躍推進法に関する広報を行い、事業者等に対する啓発・情報提供を行う。	数値目標 ・市報・HP・ツイッター等による各種制度や女性活躍推進法の広報 3回
	事業実績	・国分寺市商工会に、男女雇用均等法や女性の管理職の増加を促進する内閣府や都の取組に関する広報物を送付し、事業者等へ情報提供を行った。	数値実績 ・市報・HP・ツイッター等による各種制度や女性活躍推進法の広報 3回

課題1 施策3 施策評価

専門委員会		B
推進委員会	事業No.5(経済課)について、高い男女平等に対する評価とした理由に講座参加者のアンケートによる満足度等が高かったということが委員会での質疑において確認でき、委員会として理解したが、事業実績に記載すべきである。評価の妥当性を判断する上でより適切に進められたい。	B
推進協議会	推進委員会の評価のとおりとする。	B

課題2 女性の活躍の場の拡大 [女性活躍推進計画]

■施策1 市の政策・事業者等の方針決定過程への女性の参画促進

No.6 附属機関の委員における性による偏りの解消

事業内容	各課に対し広報啓発などのポジティブ・アクションを行います。 附属機関の特性を分析し詳細な目標値を設定することで、一方の性が原則として全体で4割を下回る審議会等や女性ゼロの審議会等をなくします。		
政策経営課	事業目標	・附属機関の委員構成において、一方の性が原則として全体の4割以上となるよう、令和3年4月1日付けで発出した「国分寺市附属機関の設置及び運営の基本に関する条例の取扱いについて(通達)」及び条例の解釈・運用通知の周知・徹底を図る。加えて、令和2年度中に改正した「国分寺市附属機関等の公募委員候補者の無作為抽出による登録制度実施要綱」に基づき、これまで以上に実効性の高い運用を行う。	数値目標 ・附属機関の委員における性による偏りを解消し、一方の性が原則として全体の4割以上とする。
	事業実績	・目標の達成に向けて、令和3年4月1日付け「国分寺市附属機関の設置及び運営の基本に関する条例の取扱いについて(通達)」及び条例の解釈・運用通知において、男性委員及び女性委員の構成割合を、それぞれ全委員の4割以上になるよう努める旨を示すとともに、関係各課に対し情報提供や啓発を継続して行った。 ・公募委員候補者の無作為抽出による登録制度の運用において、数値目標を見据えた候補者の紹介を行い、附属機関の委員における性による偏りの解消を図った。	数値実績 ・附属機関の委員における女性委員の割合 31.8%
人権平和課	事業目標	・「男女平等推進行動計画進捗状況評価報告書」に審議会の男女比率を掲載し、各課に現状を周知する。	数値目標 ・「男女平等推進行動計画進捗状況評価報告書」の発行 1回
	事業実績	・令和4年3月発行の「男女平等推進行動計画進捗状況評価報告書」において審議会等に占める男女割合を掲載し、また同報告書を庁内に示すことでその内容を共有した。	数値実績 ・「男女平等推進行動計画進捗状況評価報告書」の発行 1回

No.7 庁内や事業者等における積極的な女性の管理職登用及び参画推進			
事業内容	女性職員の管理職登用の妨げとなる要因を取り除き、特定事業主行動計画と連動した女性の管理職登用及び参画を推進します。女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を奨励し、事業者等における女性管理職の登用にむけた取組を促進します。		
職員課	事業目標	・キャリアプランの確立を含め女性職員の昇任意欲向上を促す研修を実施する(年1回)。 ・登用された女性職員に対するサポート体制の検討	数値目標 ・女性職員の昇任意欲向上を促す研修実施回数 年1回
	事業実績	・係長職及び主任職の女性職員を対象に、管理職への昇任意欲の向上を図るとともに、今後のキャリア形成を支援することを目的として、キャリアビジョン研修を実施した。	数値実績 ・女性職員の昇任意欲向上を促す研修実施回数 年1回
経済課	事業目標	・女性活躍推進法をテーマにした労働セミナーを東京都等関係機関とともに開催する。 ・男女活躍推進法に関する情報提供を行う。	数値目標 ・女性活躍推進法をテーマにした労働セミナー参加者数(オンライン含む) 25人
	事業実績	・令和3年6月17日及び28日に東京都労働相談情報センター国分寺事務所と共催で「男女雇用平等セミナー I 女性活躍推進のポイントと実践事例」(定員50名)を開催した。	数値実績 ・女性活躍推進法をテーマにした労働セミナー参加者数(オンライン含む) 31人
人権平和課	事業目標	・一般事業主行動計画に関する広報を行い、事業者等に対する啓発・情報提供を行う。	数値目標 ・市報・HP・ツイッター等による一般事業主行動計画に関する広報 1回
	事業実績	・東京都が開催する事業者向け研修や、男性管理職向けの女性活躍推進に関する研修について、内容を職員課に共有したほか、庁内でのリーフレット・チラシの配架や、ツイッター等で広報を行い、情報提供を行った。	数値実績 ・市報・HP・ツイッター等による一般事業主行動計画に関する広報 1回

No.8 防災・災害時における政策・方針決定への女性の参画推進			
事業内容	防災会議等の防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画を推進します。災害時には、女性の視点を取り入れた避難所運営を行える環境を整備します。		
防災安全課	事業目標	・防災会議等の政策・方針決定の場に、女性の参画を拡大する。 ・自主防災組織の運営を担う女性防災リーダーを育成する。	数値目標 ①防災会議委員(任期付き)に占める女性の割合 23% ②市民防災まちづくり学校を修了した女性のうち、市民防災推進委員として認定した人の割合 100%
	事業実績	・任期付き防災会議委員の任期満了時期(令和4年6月末)に合わせて各団体へ再委嘱の依頼をすることになっていたことから、令和4年度の委嘱依頼を行う際に、女性職員の選任を依頼することとした。 ・市民防災まちづくり学校を修了した12名の女性のうち、市民防災推進委員として認定した女性は11名であった。	数値実績 ①防災会議委員(任期付き)に占める女性の割合 23% ②市民防災まちづくり学校を修了した女性のうち、市民防災推進委員として認定した人の割合 91%

課題2 施策1 施策評価		
専門委員会	事業No.7(人権平和課)について、事業目標を事業者等に対し、啓発・情報提供を行うとしているならば、当該事業者と関わる部署を経由して配架等を依頼した方が効果が高いと考える。	B
推進委員会	・事業No.7について、当該事業内容における「管理職登用の妨げとなる要因を取り除き…」に対する各事業の目標と実績が一致していない。職員課の所管となろうが、事業内容に対して何をしているのか今後示されたい。 ・事業No.7(職員課)について、女性職員に対する研修実施回数も大事であるが、その研修に何名参加したのか、女性職員対象者に対する割合や女性管理職の人数等がより大事である。これらを把握しその内容を記載されたい。	B
推進協議会	推進委員会の評価のとおりとする。	B

施策2 女性の就業支援

No.9 女性のキャリア支援			
事業内容	庁内における女性管理職の登用を促進します。 キャリアプランの確立やマネジメント支援により、登用された女性をサポートします。		
職員課	事業 目標	・部署ごとに職員の性別による偏りがない職員配置を行う。 ・女性職員の昇任意欲向上を促す研修を実施する(年1回)。	数値 目標 ・女性職員の昇任意欲向上を促す研修実施 回数 年1回
	事業 実績	・係長職及び主任職の女性職員を対象に、管理職への昇任意欲の向上を図るとともに、今後のキャリア形成を支援することを目的として、キャリアビジョン研修を実施した。	数値 実績 ・女性職員の昇任意欲向上を促す研修実施 回数 年1回
人権平和課	事業 目標	・女性のキャリア支援に関する広報を行い、事業者等に対する啓発・情報提供を行う。	数値 目標 ・市報・HP・ツイッター等による女性のキャリア支援に関する広報 1回
	事業 実績	・内閣府が作成した「女性役員育成研修開催を目的としたガイドブック」について、各課事業担当者に周知し、また研修や勉強会での活用を推進したほか、関係する企業・団体等への事業周知を推奨した。	数値 実績 ・市報・HP・ツイッター等による女性のキャリア支援に関する広報 1回

No.10 子育て・介護等との両立を目指す女性の就業支援			
事業内容	結婚・出産・介護等で離職したが働きたいと考えている女性や起業を目指す女性に対し、広報啓発や講座開催等による就業・起業支援を行います。 育児や介護と仕事の両立などをテーマとした労働セミナーの実施等により、職場環境の改善を推進します。また、就労支援地域連絡会によって関係機関と連携し、就労支援ネットワーク化を強化します。		
経済課	事業 目標	・女性の就労支援に関連したセミナーを東京都等関係機関とともに開催する。 ・女性の就業支援に関する各種事業・制度に関する情報提供を行う。	数値 目標 ・女性の就業支援関連セミナー参加者(オンライン含む)40人
	事業 実績	・令和3年9月27日に東京しごとセンター多摩と共催で、「しごとと育児に役立つ ゆる家事セミナー&交流会in国分寺」(定員8名)を実施した。	数値 実績 ・左記セミナー参加者(オンライン含む)9人
人権平和課	事業 目標	・結婚・出産・介護等で離職した女性を対象に、再就職への不安や悩みを払拭できるような啓発講座を開催する。 ・起業を目指す女性を対象とした起業講座を開催し、就労以外の働き方があることを周知する。	数値 目標 ・女性の再就職支援事業又は起業講座開催 回数 2回
	事業 実績	・自分らしい働き方を見つける就職活動の”はじめての一步”と冠した女性の再就職支援のための講座を4回連続講座で実施した。 ・本講座の内容を踏まえ、再就職への「自分らしい働き方」を啓発するとともに、「面接時等でのコミュニケーションの回り方」などの就職に向けた実践的な内容も周知することができた。	数値 実績 ・就職活動の”はじめての一步”と冠した女性の再就職支援のための講座(連続講座) 4回実施

No.11 農業における女性の活躍推進			
事業内容	農業委員会等の意思決定の場への女性参画や「家族経営協定」の締結促進により、農業における女性活躍を推進します。		
経済課	事業目標	家族経営協定制度について情報提供を行う。	数値目標 家族経営協定に関するパンフレットの庁内配架及びJAを通じて市内農業者へ配布
	事業実績	令和3年12月にJA回覧を通じて市内農業者に周知を行った。	数値実績 ・常時配架(経済課窓口) ・12月にJA回覧にて市内農家配布

課題2 施策2 施策評価		
専門委員会		B
推進委員会	・事業No.9(職員課)について、課題2施策1における評価(事業No.7職員課)と同様に進められたい。 ・事業No.10(経済課)について、課題1施策3における評価(事業No.5経済課)と同様に進められたい。	B
推進協議会	推進委員会の評価のとおりとする。	B

施策3 子育て・介護への支援

No.12 子育てに関する総合的な支援・相談の充実			
事業内容	保育所等を整備し、待機児童解消を図るとともに、多様化する保育ニーズへ対応するため、保育従事者の負担に配慮しながら、各種の保育事業の充実に努めます。また、相談事業や情報提供を充実させ、子育て支援の充実に図るとともに、放課後の子どもの居場所づくりの推進に努めます。		
子ども若者計画課	事業目標	・国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画に基づき学童保育所を整備する。このことにより、子どもが安全・安心に過ごせる環境を確保し、保護者が性別の区別や制約なく、子育てをしながら就労し、活躍できる社会を実現するための環境を整える。	数値目標 ・学童保育所(公設・民営)の定員数 1,297人
	事業実績	・令和3年4月1日開所分として、公立保育所については、第三・四光町学童保育所(定員各30人)、第二・三日吉町学童保育所(定員各35人)、民設民営学童保育所については、キッズクラブ・東元町(定員38人)、学童保育じゃんが東戸倉クラブ(定員40人)の整備を行った。	数値実績 ・学童保育所(公設・民営)の定員数 1,363人
子ども子育て支援課	事業目標	・公立学童保育所の狭あい状況の解消及び保育ニーズに応じた学童保育所の整備を行う。	数値目標 ・学童保育所(公設・民営)の定員数 1,297人
	事業実績	・令和3年4月1日開所分として、公立保育所については、第三・四光町学童保育所(定員各30人)、第二・三日吉町学童保育所(定員各35人)、民設民営学童保育所については、キッズクラブ・東元町(定員38人)、学童保育じゃんが東戸倉クラブ(定員40人)の整備を行った。	数値実績 ・学童保育所(公設・民営)の定員数 1,363人
保育幼稚園課	事業目標	・保育コンシェルジュが利用者の個別のニーズを把握し、情報の集約・提供、相談、利用者支援等を行うことにより、教育・保育施設を円滑に利用できるようサポートする。	数値目標 利用者支援事業(保育コンシェルジュ)の年間相談・支援件数 660件
	事業実績	・教育・保育施設を円滑に利用できるよう、保護者から保育所等の入所に関する相談に対しいち早く寄り添った助言を行い、認可保育所・地域型保育・認可外保育所の空き状況を把握し、希望に沿った施設を案内した。	数値実績 利用者支援事業(保育コンシェルジュ)の年間相談・支援件数 650件

子育て相談室	事業 目標	・子ども家庭支援センターにて、18歳未満の子ども及びその保護者等を対象に、子どもや子育てに関する相談、情報提供、助言、その他必要な支援を行う。 ・子育て支援サービスを円滑に利用できるよう子育て応援パートナーが、親子ひろば事業や市内の子育て支援活動場所を定期的に巡回し、子育てに関する相談を受け、サービスの情報提供、助言等の援助を行う。	数値 目標	①子どもに関する総合相談の新規受理件数 585件 ②利用者支援事業(子育て応援パートナー)の年間相談・支援件数 650件
	事業 実績	・総合相談の新規受理件数は目標を下回ったが、受け付けた相談については、関係機関と連携し、課題解決に向けて取り組んだ。 ・子育て応援パートナー事業については、新型コロナウイルス感染症対策による外出を自粛している子育て家庭もまだまだ多かったことから、相談件数は少なかったが、公園や乳幼児を対象とした子育て支援活動を実施する団体等の活動場所を積極的に巡回し、乳幼児のいる子育て家庭等の相談に応じた。	数値 実績	①子どもに関する総合相談の新規受理件数 508件 ②利用者支援事業(子育て応援パートナー)の年間相談・支援件数 380件 ③公園や活動団体の活動場所での子育て家庭等相談の巡回件数 880件

No.13 介護者への支援				
事業内容	介護保険制度等の適切な利用により介護負担を軽減します。 地域包括支援センターを中心とした講座や相談会の開催、介護人材の確保及び介護休暇の定着により、介護を社会全体で支える環境を整えます。			
高齢福祉課	事業 目標	・介護負担を軽減し、介護を社会全体で支えていくため、介護保険制度の普及・利用促進を図るとともに、介護サービスの周知を行う。	数値 目標	・介護保険制度パンフレット発行部数 3,150冊
	事業 実績	・介護保険制度パンフレットを発行し、各地域包括支援センターや高齢福祉課窓口にて配架することにより、介護保険制度の普及・利用促進を図り、介護サービスの周知を行うことができた。	数値 実績	・介護保険制度パンフレット発行部数 3,200冊

課題2 施策3 施策評価		
専門委員会		B
推進委員会	専門委員会の評価のとおりとする。	B
推進協議会	推進委員会の評価のとおりとする。	B

施策4 地域における男女共同参画

No.14 男女共同参画の視点による市民活動の支援				
事業内容	市民のニーズに沿った男女共同参画講座を公民館や男女平等推進センター等で開催し、男女が共に地域活動に参加する機会をつくれます。 広報啓発や団体活動の場の提供等により、誰もが活躍できる市民活動を支援します。			
協働コミュニティ課	事業 目標	・市民活動フェスティバルを実施する。 ・市民活動に関する情報の収集及び提供を行う。	数値 目標	・市民活動フェスティバルの実施(年1回) ・市民活動センター登録団体情報冊子の発行(年1回)
	事業 実績	・市民活動フェスティバルは新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会場や日程を分散するとともにオンラインを活用し、令和3年10月9日から11月5日まで実施した。 ・市民活動センター登録団体情報冊子を令和3年6月に発行した。	数値 実績	・市民活動フェスティバルオンライン実施(10/9~11/5) 1回 ・市民活動センター登録団体情報冊子の発行(令和3年6月発行) 1回
人権平和課	事業 目標	・男女共同参画の拠点となる男女平等推進センターの周知を行う。 ・講座アンケートによる要望等をふまえ、男女共同参画講座を開催する。	数値 目標	・市報・HP・ツイッター等による男女平等推進センターの広報及び講座開催 3回
	事業 実績	・「男女共同参画と防災」や「SRHR」、「女性のエンパワーメント」などをテーマにした男女平等推進センター講座を実施した。	数値 実績	・防災講座(2回)、SRHR講座、女性のための理美容に関する講座をそれぞれ開催 4回

公民館課	事業目標	・地域での活動に参加する機会として、多様な内容の講座を実施する。講座終了後も継続した活動ができるようにグループ化を進める。 ・公共施設予約システムの完全実施を目指す。	数値目標	・講座終了後にグループ化した数 10グループ
	事業実績	・各館において、グループ化できそうな講座において、積極的に進めたところであったが、新型コロナの影響から目標には達しなかった。	数値実績	・講座終了後にグループ化した数 9グループ

No.15 地域活動への参画促進

事業内容	自治会・町内会に関する広報を行い、多様な担い手による地域活動を促進します。また、地域活動については、誰もが参画できるように広く意識啓発を行います。			
協働コミュニティ課	事業目標	・自治会・町内会連絡会を開催し、広く市政情報の提供を行いながら、地域活動の促進や、意識啓発につなげる。	数値目標	・自治会・町内会連絡会開催回数(書面開催を含む) 2回
	事業実績	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面による開催とし、令和3年5月18日及び9月16日に実施した。	数値実績	・自治会・町内会連絡会開催回数(書面開催を含む) 2回

課題2 施策4 施策評価

専門委員会		B
推進委員会	事業No.15(協働コミュニティ課)について、自治会・町内会の組織率低下、高齢化といわれている中において、事業内容に即した事業展開が行えるよう事業目標の見直し等を検討されたい。	B
推進協議会	推進委員会の評価のとおりとする。	B

施策5 生活の安定と自立の促進

No.16 高齢者や障害者、日本語を母語としない女性への支援

事業内容	高齢者や障害者、日本語を母語としない女性のニーズの把握や必要な支援を行い、誰もが安全・安心に暮らせる社会づくりを推進します。			
人権平和課	事業目標	情報の多言語化を進め、必要とする外国人に生活や教育のサポートを行う。また、国際理解・国際交流イベントや講座を実施する。	数値目標	・市ホームページ・多言語ページへのアクセス数(月平均) 550件
	事業実績	・市ホームページ多言語化を進めていくとともに、外国籍等の児童・生徒のための日本語支援サポーター派遣事業、「やさしい日本語」職員研修などを行った。 ・また、国分寺市国際協会への支援により日本語教室や外国人生活相談窓口を開設した。	数値実績	・市ホームページ・多言語ページへのアクセス数(月平均) 936件
障害福祉課	事業目標	・障害者の一般就労の機会の拡大を図ります。 ・障害者が安心して働き続けることができるよう、身近な地域において就労面と生活面の支援を一体的に提供します。	数値目標	・障害者就労支援センター登録者数 280人
	事業実績	・就労支援コーディネーターと生活支援コーディネーターが連携して利用者の適性・力量を把握し、仕事に取り組む姿勢や社会性、職業能力等を高めるなどの就労に向けた支援を行った。 ・新型コロナウイルスにより、就労先とのトラブルが増え、利用者との間に入り丁寧な支援を行った。	数値実績	・障害者就労支援センター登録者数 282人
高齢福祉課	事業目標	・高齢者が住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう、包括的な支援体制を構築する。 ・国分寺市地域ケア会議実施要綱に基づく各種会議を開催し、地域包括ケアシステムの推進を図る。	数値目標	・地域ケア会議各種会議開催数 140回(親会議、小地域ケア会議、個別支援会議、専門部会)
	事業実績	・令和3年度より、小地域ケア会議を各地域包括支援センター毎に年2回開催している。生活圏域ごとの地域課題等から、支援体制の構築強化に取り組んでいる。	数値実績	・地域ケア会議各種会議開催数 124回(親会議、小地域ケア会議、個別支援会議、専門部会)

No.17 ひとり親家庭の生活安定と自立支援

事業内容	相談事業の実施に加え、生活自立支援やホームヘルプサービス派遣により、ひとり親家庭の生活安定と自立を促進します。		
生活福祉課	事業目標	・母子及び父子・女性福祉資金貸付、ひとり親家庭自立支援給付事業を実施することにより、ひとり親家庭の自立のための支援を行う。 ・「ひとり親家庭のしおり」の配布及び相談時に活用することにより、事業周知を行う。	数値目標 国分寺市市報へ掲載(年1回)、児童扶養手当受給世帯を対象に制度のチラシを送付(年1回)、ぶんバスつり広告(年1回)
	事業実績	・ひとり親家庭自立支援給付金事業について9月15日号市報へ掲載、母子及び父子・女性福祉資金事業については、10月1日号市報へ掲載し事業周知を実施した。 ・児童扶養手当受給世帯を対象に制度のチラシを7月に送付、1月1日からぶんバスのつり広告での周知も実施した。 ・「ひとり親家庭のしおり」を4月に更新し、市HPへ掲載するとともに相談時随時配布した。	数値実績 ・国分寺市市報へ掲載(年1回・10/15号)、児童扶養手当受給世帯を対象に制度のチラシを送付(年1回・8月)、ぶんバスつり広告(年1回・12月)で、事業周知を行った。 ・市民課で配布する離婚届にひとり親相談先のチラシを挟み継続支援のための事業周知を行った。
子ども子育て支援課	事業目標	ひとり親家庭に関連する手当・医療費助成制度について、ホームページや窓口説明用チラシにて情報を提供し、広く制度の周知を行うとともに、市民課や生活福祉課、子育て相談室等の関係部署と綿密な連携を図ることにより、対象となる相談者を適切に受給に繋いでいく。	数値目標 窓口説明用チラシによる情報提供を適宜行い、新規対象となる世帯への周知。あわせて市報での制度の周知を行う。 年1回
	事業実績	申請相談に対する適切な案内を行い、各手当の認定・支給業務及びひとり親家庭等医療費助成の医療証発行、医療費の助成に繋げた。ひとり親関係の申請は相談者により案内が異なり複数回来庁してもらうことも多いが、受付簿等を活用し職員間の情報共有を行うことで、相談者に対して状況に応じた案内を行うことができた。また、現況届時の生活福祉課との連携や、申請相談時の状況に応じた関係課との連携についても適切に実施することができた。	数値実績 毎年8月の現況届の手続きにより現在のひとり親家庭の状況を把握した。また、窓口説明用チラシによる情報提供、市報にて年1回(4/15号)の各種制度の周知を行った。
子育て相談室	事業目標	日常生活を営むのに著しく支障があるひとり親家庭に対して、一定期間ホームヘルパーを派遣し、ひとり親家庭の生活安定と自立支援を図る。	数値目標 ひとり親家庭ホームヘルプサービス利用者年間13世帯
	事業実績	関係機関と連携しながら事業周知に努め、自立に向けた活動や疾病などで生活に支障のあるひとり親家庭に対して、サービスの提供を行った。	数値実績 ひとり親家庭ホームヘルプサービス利用者年間16世帯

課題2 施策5 施策評価

専門委員会		B
推進委員会	担当課評価、専門委員会の評価のとおりとする。	B
推進協議会	推進委員会の評価のとおりとする。	B

施策6 生涯にわたる健康支援

No.18 生涯を通じた健康支援			
事業内容		広報啓発や講座開催等により、女性特有の疾病や健康上の課題について学ぶ機会を提供します。また、庁内関係課と連携した健康支援に取り組みます。	
人権平和課	事業目標	・女性の疾病や健康をテーマとした講座を開催する。 ・講座参加者や相談窓口利用者から健康上の相談があった場合は、庁内関係機関と連携し対応する。	数値目標 ・講座開催及び庁内関係機関との連携 2回
	事業実績	・市内で活動する助産師を講師に招き、保護者向けのセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ講座をオンラインで開催した。また、シニア向けの心身ともにケアする方法を学ぶ理美容講座を開催した。	数値実績 ・SRHR講座及びシニア向け理美容講座開催 計2回
健康推進課	事業目標	・健康講座の開催、市報やHP、ポスター掲示、チラシや啓発グッズの配架等による情報発信を行い、女性特有の健康課題について正しく知り理解を推進するための啓発を行う。	数値目標 ①乳がん検診受診率 9.4% ②子宮がん検診受診率 7.9%
	事業実績	・通年でのポスター掲示やチラシ配架に加え、他の健(検)診と併せて個別通知の送付や市報記事掲載を行った。 ・女性の健康週間・ピンクリボン月間には啓発特設コーナーを設置した。 ・子宮がん検診啓発通知の送付年齢を(20~40歳へ)拡大し、受診率を昨年比で向上させることができた。 ・骨粗しょう症予防講座において、女性に多い健康課題について普及啓発した。	数値実績 ①乳がん検診受診率 7.9% ②子宮がん検診受診率 12.3%

No.19 妊産婦への支援			
事業内容		妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行い、安心して子どもを産み育てることができる地域づくりを目指します。	
健康推進課	事業目標	・妊婦を対象に保健師等がゆりかご・こくぶんじ面接を実施。妊娠期から子育て期にかけ(妊婦訪問・新生児訪問・乳幼児健診・乳幼児母性健康相談等)電話・訪問等で母子の相談を実施する。	数値目標 「保健センター」が子どもに関する相談場所であることを知っている割合(市民アンケート結果より) 60%
	事業実績	・妊娠期から乳幼児期にかけて、ゆりかご・こくぶんじ面接、妊婦訪問、産婦・新生児訪問等を通して、妊産婦・乳幼児の心身の健康の保持・増進を図った。ゆりかご・こくぶんじ面接や新生児訪問、乳幼児健診等の母子保健事業を通して、妊娠・出産・子育てへと家庭環境が変化するなかでの家庭内での家事・育児の役割分担や、ワークライフバランスについて考える機会を提供しつつ、相談を受けることができた。	数値実績 「保健センター」が子どもに関する相談場所であることを知っている割合(市民アンケート結果より) 64%

課題2 施策6 施策評価		
専門委員会		B
推進委員会	担当課評価、専門委員会の評価のとおりとする。	B
推進協議会	推進委員会の評価のとおりとする。	B

課題3 男女平等意識の醸成

施策1 様々な分野における男女平等の意識づくり

No.20 男女共同参画に関する情報・学習機会の提供				
事業内容	男女平等推進センターや公民館、図書館で、女性のエンパワーメントや性別役割分担意識の解消、国際社会の取組をテーマとした講座開催等により、市民が継続して学ぶ機会を提供します。 自主的に活動する意思のある市民に対しては、活動支援を行います。			
市政戦略室	事業目標	・市報・ホームページ・SNS等あらゆる媒体を活用して、男女共同参画に関する広報活動を行っていく。	数値目標	・男女共同参画に関する広報 2回以上
	事業実績	・男女共同参画週間、パートナーシップ制度1周年、すべての人を大切にすまちな宣言、国際女性デーの市報記事を紙面を大きく割いて掲載した。 ・広報番組ぶんぶんチャンネルにおいて、男女共同参画に関する内容を2回放送した。市報は全戸配布であり、広報番組は2回合わせて1,200回以上再生されているため、多くの市民の目に触れる結果となった。	数値実績	・男女共同参画に関する広報 6回
人権平和課	事業目標	・男女共同参画推進に関する広報を行い、市民の意識づくりを推進する。 ・女性のエンパワーメントや性別役割分担意識の解消などをテーマにした講座等を開催する。	数値目標	・市報・HP・ツイッター等による男女共同参画の広報及び講座開催 7回
	事業実績	・ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントをテーマとする講座を8回開催した。また、テーマに関連する書籍を昨年の約2倍の冊数を蔵書として購入し貸出を行った。 ・加えて男女共同参画の促進に向けた活動をしている35団体の施設使用料を免除するなど活動支援を行った。	数値実績	・市報・HP・ツイッター等による男女共同参画の広報及び講座開催 16回
子ども子育て支援課	事業目標	性別を意識しない教育環境を整える。	数値目標	環境整備のための職員間共通認識のための会議 1回
	事業実績	6月及び10月に全体合同会議を行い、施設間の情報共有を行った。職員同士気づいたことを情報共有することにより、日常的な保育対応での言葉かけについても意識して子どもに接することができた。	数値実績	環境整備のための職員間共通認識のための会議 2回
公民館課	事業目標	一人ひとりを大事にしながら、生き生きと暮らせる社会を目指すため、保育・託児付き講座を実施し、自主的に活動する意思のある子育て世代の学びを支援する。	数値目標	全館で保育や託児付きの子育て関連講座を110回以上実施する。
	事業実績	・幼い子を持つ保護者向けの講座は勿論、世代間を超えて講座を開催する際に保育付きや託児の講座を広く開催したこと、また、複数回開催する講座を保育付き等にしたことにより、幼い子を持つ保護者の参加が増加し目標を超える数値となった。 ・公民館全館で、公民館主催事業の10の体系に基づき、様々な分野の学習機会を提供できた。 公民館全館「で「幼い子のいる親のための教室」を実施した。	数値実績	全館で保育や託児付きの子育て関連講座131回実施。
図書館課	事業目標	・6月の「男女共同参画週間」、11月の「女性に暴力をなくす運動」に関連図書展示を行い、意識を高める。 ・関係資料の配布・掲示を行い、ライツこくぶんじ情報の周知を行う。	数値目標	①展示冊数 35冊、②関連図書の貸出回数 200回
	事業実績	・図書館として、利用者のニーズを踏まえ、適切な資料の収集・提供を行い、6月の「男女共同参画週間」(49冊)、11月の「女性に暴力をなくす運動」(44冊)期間に展示。 ・「ライツこくぶんじ 31号-50号」(1-30号は既に製本済み)を製本し、2館で受け入れ、利用者に貸出しできるようにし、市民が学ぶ機会の提供を努めた。 ・令和3年度の展示の実績が大幅に増加したことにより、令和4年度～令和6年度までの展示冊数の目標値を増加して設定し直した。	数値実績	①展示冊数 93冊、②関連図書の貸出回数 269回

No.21 職員の男女共同参画意識の醸成			
事業内容	職員意識をふまえた広報啓発や職員研修の実施により、職員の男女共同参画意識を醸成し、誰もが働きやすい環境づくりを推進します。		
職員課	事業目標	・ワークライフバランスの意識啓発を図るための研修を実施する(年1回)。 ・東京都市町村職員研修所研修「男女共同参画研修」に職員を派遣する(年2回)。 ・ワークライフバランスの意識啓発のため、子育て介護に関する休暇制度の庁内周知	数値目標 ・ワークライフバランスの意識啓発に係る研修 年1回 ・東京都市町村職員研修所研修への職員の派遣 年2回
	事業実績	・ワークライフバランスの意識啓発を図るため、「ワーク・ライフ・バランス研修」を実施した。 ・令和3年10月及び令和4年2月に実施された、東京都市町村職員研修所研修「男女共同参画研修」に職員を派遣した。 ・「育児・介護・特別活動に関する休暇制度について」(冊子資料)をイントラネット掲示板に掲示し、休暇制度の周知を図った。	数値実績 ・ワークライフバランスの意識啓発に係る研修 年1回 ・東京都市町村職員研修所「男女共同参画研修」への職員派遣 2回
人権平和課	事業目標	・新任職員研修や広報連絡員会議に参加し、男女共同参画意識を持つことの重要性を伝える。 ・職員研修を開催し、参加者アンケート等を通じて職員意識の把握を行う。	数値目標 ・新任職員研修・広報連絡員会議への参加及び講座開催 3回
	事業実績	・新任職員研修カリキュラムに組み込み、また係長職向けの職員研修を実施した。 ・市報、市HPでの情報発信におけるジェンダー意識、表現について適切に進めるため、広報連絡会議において表現のガイドライン等ジェンダーに関する意識行動の重要性を伝えることができた。	数値実績 ・新任職員研修、係長職向け職員研修 計2回 ・広報連絡会議における表現のガイドライン等説明会の実施 1回

課題3 施策1 施策評価		
専門委員会	事業No.21人権平和課について、事業目標に「職員研修を開催し、参加者アンケート等を通じて職員意識の把握を行う」とあるので、新任職員研修及び係長職向けの職員研修のアンケート等での把握ができたのか、事業実績に記載されたい。	B
推進委員会	専門委員会評価のとおりとする。専門委員会の指摘にあるように、事業目標に掲げた内容について事業実績において記載されたい。	B
推進協議会	推進委員会の評価のとおりとする。本施策においては多くの事業で水準以上の成果を上げている。次年度においても引き続き成果が上げられるよう努められたい。	B

施策2 ジェンダーによる固定的な役割分担意識の解消

No.22 ジェンダーによる固定的な役割分担意識の解消			
事業内容	講座開催や市報・情報誌などを通じた広報啓発により、固定的な役割分担の解消及びジェンダーについての理解を促進します。		
人権平和課	事業目標	・ジェンダーに関する広報を行い、市民に対する意識啓発を行う。 ・ジェンダーに関する講座を開催し、固定的な役割分担解消に向けた啓発を行う。	数値目標 ・市報・HP・ツイッター等によるジェンダーの広報及び講座開催 3回
	事業実績	各種国際デー及び週間にあわせ、ツイッターやHP等で特設ページを作成したほか、関連書籍の特設コーナーを作るなど情報発信を行った。また、サブカルチャーの視点からジェンダーを考える講座を開催し、性別や年齢を問わず多くの市民の参加があり、ジェンダーについての理解促進につながった。	数値実績 ・市報・HP・ツイッター等によるジェンダーの広報及び講座開催 8回

課題3 施策2 施策評価		
専門委員会	事業No.22人権平和課について、「ジェンダー」という言葉が持つ意味やその背景等を正しく理解することがとても重要であると考え。引き続き、市民に対して情報発信や学ぶ機会を提供し、「ジェンダー」についての理解促進を進めていただきたい。	A
推進委員会	専門委員会評価のとおりとする。	A
推進協議会	推進委員会の評価のとおりとする。	A

施策3 男女平等事例の見える化

No.23 男女平等参画への取組の見える化			
事業内容	男女平等推進センターにおける取組に加え、国や都、他自治体の取組を効果的に発信し、市民の男女共同参画意識の向上を図ります。		
人権平和課	事業目標	・男女平等推進センターの事業内容を広報し、市の男女共同参画の取組を市民に周知する。 ・国や都、他自治体の取組を収集し、広く情報発信を行う。	数値目標 ・市報・HP・ツイッター等によるジェンダーの広報及び企画 3回
	事業実績	・6月の男女共同参画週間にあわせcocobunjiプラザでパネル展を実施し、また防災の視点を盛り込んだ講座を開催するなど市及び国や都の取組を発信した。 ・こうしたイベント開催に当たって、市HPやツイッターを活用した発信を行い、幅広い年代に周知を行った。	数値実績 ・パネル展開催(1回)、防災視点を盛り込んだ講座(1回)市報 ・ツイッター等によるジェンダーの広報及び企画 3回

課題3 施策3 施策評価		
専門委員会		A
推進委員会	担当課評価、専門委員会の評価のとおりとする。	A
推進協議会	推進委員会の評価のとおりとする。	A

施策4 たがいの性を理解し尊重する意識の醸成

No.24 たがいの性を理解し、尊重するための学習機会の提供			
事業内容	男女平等推進センターでの講座開催に加え、学校教育における人権尊重の視点に立った授業や、児童館での異年齢交流を通じ、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康/権利)」を普及します。 性について正しく理解し、自分自身を守るための知識を身に付ける機会を提供します。		
人権平和課	事業目標	・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ講座を開催し、用語の解説も含めた啓発を行う。	数値目標 ・市報・HP・ツイッター等によるリプロダクティブ・ヘルス/ライツの広報及び講座開催 2回
	事業実績	・保護者向けに、助産師によるセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツをテーマとした講座を開催したほか、デジタルデバイスの普及に伴う性犯罪予防のための講座を開催し、性についての正しい知識の学習の場と、性犯罪から自分を守る知識を身に付ける機会を提供した。	数値実績 ・リプロダクティブ・ヘルス/ライツをテーマとした講座、性犯罪予防のための講座を開催 計2回
子ども子育て支援課	事業目標	児童館において日常的に幅広い学年の関わりを持つことによって、多様な性の理解と人権を尊重する意識醸成を行う。	数値目標 男女が空間を共有しコミュニケーションや会話できる行事実施回数 30回
	事業実績	令和3年度は新型コロナウイルス感染症予防のためとんがりまつり等の大規模なイベントは中止となったが、感染症対策をしながら少しずつ行事を再開することができ、利用者協議会等の目標の行事実施回数を達成できた。マスク着用やソーシャルディスタンスの呼びかけなどにより、相手への思いやりや距離の取り方など、感染症対策を通して利用者の意識が高まった。	数値実績 男女が空間を共有しコミュニケーションや会話できる行事実施回数 36回
学校指導課	事業目標	東京都の「人権教育プログラム」「性教育の手引き」に基づき、市立小・中学校が人権教育全体計画及び年間計画を作成して、指導を行う。	数値目標 市立小・中学校15校全校で実施
	事業実績	すべての市立小・中学校において、人権教育全体計画及び年間計画が作成され、それに基づく指導が行われた。	数値実績 市立小・中学校15校全校で実施

No.25 多様な性への理解促進			
事業内容	幅広い世代にパートナーシップ制度を周知します。また、市民講座や職員・教職員研修、小中学校における授業等を通じた多様な性への意識啓発に取り組み、誰もが個人として尊重されるジェンダー平等を目指します。平時から災害時における男女の性差や多様な性の課題について広報啓発を行うことで、市民理解や共助を促進します。		
職員課	事業目標	・新任研修において多様な性への理解促進をテーマとした研修を行う。 ・同研修の資料について全庁的な周知を行う。	数値目標 ・多様な性への理解促進をテーマとした新任研修 年1回 ・研修資料の全庁的な周知 年1回
	事業実績	・新任研修において多様な性への理解促進をテーマとした研修を実施した。 ・同研修の資料をイントラネット掲示板に掲示し、周知を図った。	数値実績 ・多様な性への理解促進をテーマとした新任研修 年1回 ・研修資料の全庁的な周知 年1回
防災安全課	事業目標	・男女の視点や多様な性に配慮した避難所運営の確立	数値目標 ・学校講座及び防災訓練等における啓発回数 各1回
	事業実績	・第40回市民防災まちづくり学校第6回(1共助力Ⅱ:10月30日実施)において、高橋先生による「多様な性への配慮と地域の人材の活用」をテーマに講座を行った。 ・9月に人権平和課と防災安全課との共催で「男女共同参画と防災」をテーマに日常的に防災を取り入れる方法等についてアウトドア防災ガイド「あんどつりす」さんを講師として実施した。	数値実績 ・学校講座の開催及び防災訓練等における啓発回数 各1回
人権平和課	事業目標	・パートナーシップ制度を周知し、制度の認知をきっかけとした多様な性への理解を促進する。 ・多様な性やジェンダーをテーマとした講座を開催し、意識啓発を行う。	数値目標 ・パートナーシップ制度の周知及び講座開催 5回
	事業実績	・令和3年6月より性自認及び性的指向に関する悩み事を相談できる窓口「にじいろ相談」を設置し、市報への掲載、各市施設にポスターを配架するなど広報を行った。 ・多様な性を理解するための職員研修及び市民向け研修を各1回開催し、意識啓発に取り組んだ。また、「男女共同参画の視点からの防災」をテーマに連続講座を開催した。	数値実績 ・パートナーシップ制度の周知及び講座開催 6回
学校指導課	事業目標	・市立小・中学校は、東京都の「人権教育プログラム」「性教育の手引き」等を活用し、多様な性への理解促進に資する教職員向けの研修を行う。	数値目標 ・市立小・中学校15校全校で実施
	事業実績	・すべての市立小・中学校において、東京都の「人権教育プログラム」「性教育の手引き」等を活用した教職員向けの研修が行われた。	数値実績 ・市立小・中学校15校全校で実施

課題3 施策4 施策評価		
専門委員会		B
推進委員会	No.25(学校指導課)について、全校で研修を実施した結果だけでなく、受講者アンケートなどフィードバックされることで、理解度を把握することが重要であり、それが評価に対する説明につながるものである。事業実績において第三者が見てもわかるような説明を記載されたい。	B
推進協議会	推進委員会の評価のとおりとする。本施策においては多くの事業で水準以上の成果を上げている。次年度においても引き続き成果が上げられるよう努められたい。	B

課題4 男女平等教育の充実

施策1 学校における人権・男女平等教育の充実

No.26 男女共同参画の視点をふまえた教育活動の推進				
事業内容	各教科・道徳・特別活動等教育活動全体を通じ、児童・生徒の発達段階に応じた人権尊重、男女共同参画意識を育む教育を地域社会と共に推進します。			
学校指導課	事業目標	市立小・中学校は、人権教育全体計画に基づき、計画的に児童・生徒の人権意識の高揚を図る。人権教育推進委員会の作成するリーフレットによる啓発を図る。	数値目標	市立小・中学校15校全校で実施
	事業実績	すべての市立小・中学校において、人権教育推進委員会の作成するリーフレット等を活用した授業改善が図られた。	数値実績	市立小・中学校15校全校で実施
No.27 性別にとらわれない職業意識の醸成、進路指導				
事業内容	職場体験や進路指導などにおいて、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず主体的に進路を選択する能力・態度を地域社会と共に育みます。			
学校指導課	事業目標	市立小・中学校は、キャリア教育全体計画を作成し、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず主体的に進路を選択する能力・態度を育むなど、育成すべき資質・能力を明確にして計画的にキャリア教育を推進する。	数値目標	市立小・中学校15校全校で実施
	事業実績	すべての市立小・中学校において、キャリア教育全体計画が作成され、育成すべき資質・能力を明確にしたキャリア教育が行われた。	数値実績	市立小・中学校15校全校で実施
No.28 教職員への男女共同参画に関する研修の実施				
事業内容	教職員に対する男女共同参画意識を徹底し、教育の場における男女共同参画を推進します。			
学校指導課	事業目標	市立小・中学校は、服務事故防止の観点から、服務事故防止研修の徹底など具体的な方策を通して、教育の場における男女共同参画を推進する。	数値目標	市立小・中学校15校全校で実施
	事業実績	すべての市立小・中学校において、計画的に服務事故防止研修が実施された。その際、「人権教育プログラム」等を活用し、具体的な事例を通して、教職員の意識向上を図った。	数値実績	市立小・中学校15校全校で実施

No.29 児童・生徒・教職員への男女共同参画意識の啓発			
事業内容	男女平等推進センターにおいて啓発資料を作成し、若年期からの意識啓発に取り組みます。学校教育の場においても、男女平等推進センター等の資料を活用し、児童・生徒の意識醸成を図ります。		
人権平和課	事業目標	・市内都立高校等へのリーフレット及び講座チラシ配布等により、若年層に対する男女共同参画意識の啓発を行う。	数値目標 ・市内都立高校等へのリーフレット配布回数 3回
	事業実績	・市内公立中学校と高校、大学、専門学校に対し、それぞれ若年層向けデートDVリーフレットを配布した。 ・デジタル性暴力防止講座と相談窓口の周知のため、チラシを市内大学に配架して、性暴力防止のための啓発を行った。	数値実績 ・市内都立高校等へのリーフレット配布回数 3回
学校指導課	事業目標	市立小・中学校は、男女平等推進センター等の資料を活用し、児童・生徒の男女共同参画に関する意識醸成を図る。	数値目標 市立小・中学校15校全校で実施
	事業実績	男女平等推進センターが作成したデートDVに関する資料や東京都の「人権教育プログラム」等を活用しながら、すべての市立小・中学校において、学校の実態に応じた男女共同参画に関する意識啓発の取組が行われた。	数値実績 市立小・中学校15校全校で実施

課題4 施策1 施策評価		
専門委員会		B
推進委員会	・施策1全般に言えることだが、課題3施策4における評価(事業No.25学校指導課)と同様、各事業において教育、啓発を進めた結果、どのような効果があったのか事業実績においてわかりやすく示されたい。	B
推進協議会	推進委員会の評価のとおりとする。学校指導課について他の事業においても同様のことが指摘される所であり、協議会としてもしっかりと対応されることを付言する。	B

課題5 男女平等に関する広報・啓発活動

施策1 「男女平等推進センター」の活用促進

No.30 男女平等推進センターの周知と機能充実			
事業内容	市民にとって身近な拠点となるよう「男女平等推進センター」を幅広い世代に周知します。また、男女共同参画 社会実現のための広報啓発や相談事業等により、機能充実を図ります。啓発活動等の実施にあたっては施設内にとどまらず、他の公共機関等と連携し、より多くの市民に情報を届けます。		
人権平和課	事業目標	・男女共同参画の拠点となる男女平等推進センターの周知を行う。 ・男女平等推進センター主催講座等を開催し、講座への参加を広く募る。	数値目標 ・市報・HP・ツイッター等による男女平等推進センターの広報及び講座開催 7回
	事業実績	令和3年度はセンター主催講座を11回開催した。また、男女平等推進センターだけでなくcocobunjiプラザなどでもパネル展や講座を開催した。他課と連携した講座企画や、SNS・オンラインを活用するなど工夫し、より多くの市民にセンターの活用を周知するよう努めた。	数値実績 ・市報・HP・ツイッター等による男女平等推進センター主催講座開催 11回

課題5 施策1 施策評価		
専門委員会	事業No.30人権平和課について、すでに令和6年度の数値目標を達成していることは評価できる。今後も活動的な団体等との情報提供や連携を積極的・継続的に行うなど、広報・啓発活動をより多くの市民に届くよう効果的な手法を研究されたい。	A
推進委員会	専門委員会の評価のとおりとする。	A
推進協議会	推進委員会の評価のとおりとする。	A

施策2 男女の人権に配慮した表現の推進

No.31 メディア・リテラシーを育成する学習機会の充実			
事業内容	<p>様々なメディアが発信する情報を見極め、能動的・批判的に読み解く力、必要な情報を活用する能力をつけるための学習を推進・支援します。</p> <p>また、インターネット上の人権侵害の防止に向け、SNS等の具体的な事例を示すことで正しい理解の啓発に取り組みます。</p>		
人権平和課	事業目標	<ul style="list-style-type: none"> ・メディア・リテラシーに関する講座を開催し、用語の解説も含めた啓発を行う。 ・人権をテーマとした講座を開催し、いかなる理由があっても人権侵害は許されないものであることを周知する。 	数値目標 ・市報・HP・ツイッター等によるメディア・リテラシーの広報及び講座開催 5回
	事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・「子どもたちをデジタル性暴力から身を守るために」をテーマとする講座を開催し、メディア・リテラシーの不足により被害に遭うまたは加害者となる子どもをなくすための意識啓発を行った。 ・市報、市HP、ツイッター等を活用して講座開催の周知に力を入れた。 	数値実績 ・市報・HP・ツイッター等によるメディア・リテラシーの広報及び講座開催 5回
学校指導課	事業目標	<ul style="list-style-type: none"> ・市立小・中学校は、情報活用能力を育成するため、日常的に情報技術を活用できる環境を整え、全ての教科等においてそれぞれの特質に応じ、情報技術を適切に活用した学習活動の充実を図る。 	数値目標 ・市立小・中学校15校全校で実施
	事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての市立小・中学校において、ICTを活用した授業を積極的に行いながら学習活動の充実を図るとともに、情報モラルに関する学習も計画的に行われた。 	数値実績 ・市立小・中学校15校全校で実施
公民館課	事業目標	<ul style="list-style-type: none"> ・メディア・リテラシーを学ぶ機会を増やす。 	数値目標 ・メディア・リテラシーを学ぶ講座を実施する。(2講座以上)
	事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・人権をカテゴリーとする講座開催において、各館による講座において、メディア・リテラシーについて、触れる機会を持つことにより、目標数値を達成することができた。 	数値実績 ・メディアリテラシーについての講座 2講座実施

No.32 男女共同参画の視点による表現の推進

事業内容	「男女平等の視点による表現のガイドライン」の活用を促進します。 市が情報を発信する際には、ジェンダーにとらわれず、人権を尊重した表現を推進します。			
市政戦略室	事業 目標	広報連絡員を中心に、ガイドラインを周知し、職員一人ひとりが男女共同参画に関する視点を持てるよう徹底していく。	数値 目標	広報連絡会議を1回以上開催し、ガイドライン等を周知。
	事業 実績	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、動画視聴により広報連絡会議を開催した。ガイドラインに加え、男女共同参画及び多様な性についての説明を行った。視聴確認の結果では、8割以上の広報連絡員が動画を視聴しており、一定の周知を図ることができた。	数値 実績	広報連絡会議を開催、ガイドライン等周知 1回
人権平和課	事業 目標	・新任職員研修や広報連絡員会議において、「男女平等の視点による表現のガイドライン」を紹介し、活用を促す。	数値 目標	・庁内掲示板・職員研修等での「男女平等の視点による表現のガイドライン」周知 3回
	事業 実績	・新任職員研修や広報連絡員会議において、「男女平等の視点による表現のガイドライン」を紹介し、活用を促した。 ・ガイドライン見直しに関する26市への調査を行った。	数値 実績	・庁内掲示板・職員研修等での「男女平等の視点による表現のガイドライン」周知 3回
公民館課	事業 目標	公民館だより「けやきの樹」や事業の案内のチラシ・ポスター等は、ジェンダーにとらわれず、人権を尊重した表現にする。	数値 目標	「男女平等の視点による表現のガイドライン」について確認しながら編集を行う(各月、計12回)
	事業 実績	毎月15日号の公民館だより「けやきの樹」を発行するにあたり、毎回各館より担当が集まり編集会議を実施し、「男女平等の視点による表現のガイドライン」を踏まえ確認しながら年間12回の公民館だよりを発行した。	数値 実績	けやきの樹の編集時に「男女平等の視点による表現のガイドライン」を確認しつつ、紙面構成実施 12回

課題5 施策2 施策評価

専門委員会		B
推進委員会	事業No.31(公民館課)について、事業目標と数値目標が同内容であり、事業効果が不明瞭である。どのような事業を実施し、その結果としてどのような効果があったのか客観的な内容を記載されたい。	B
推進協議会	推進委員会の評価のとおりとする。	B

課題6 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

施策1 相談業務の充実と関係機関との連携強化

No.33 相談・支援事業の充実				
事業内容	男女平等推進センターにおいてDV相談に対応します。DVやストーカー等に加え、多様な性に関する相談・支援先についても周知し、相談員のスキル向上に取り組みます。			
人権平和課	事業目標	・相談窓口についてHPやツイッター、リーフレットにより周知を図る。 ・相談員のスキルアップのために各種研修に参加し、相談担当者間で情報共有を行う。	数値目標	・相談員対象の各種研修に参加 6回 (DV、犯罪被害者等支援、児童虐待、LGBTなど)
	事業実績	・HPやツイッター、主催講座チラシの裏面に相談窓口一覧表を掲載して配布するなどの周知を行った。 ・国や都が実施するオンライン研修の受講や区市町村SVIに参加してスキル向上に努めるとともに、DV防止連絡会等において相談担当者間で相談傾向や対応について情報共有を行った。	数値実績	・相談員対象の各種研修に参加 8回
No.34 関係機関の連携強化と二次被害の防止				
事業内容	相談や関係窓口で対応する担当者がそれぞれの部署の職責に応じ、適切に対応します。関係機関と連携し、二次被害の防止や被害者の手続負担軽減に取り組みます。			
人権平和課	事業目標	・DV防止連絡会を開催し、所管課とDV被害者への対応等について迅速かつ確実に支援ができるよう情報交換を行い連携強化を図る。	数値目標	・DV防止連絡会の開催 3回(内1回は関係機関との情報交換会も兼ねる)
	事業実績	・DV防止連絡会を3回実施し、福祉、子ども、教育等各分野の本連絡会委員と「男性相談における各種支援、連携可能な関係機関」について情報共有を図り、連携強化を行うことができた。また、第2回の連絡会では関係機関との情報交換を実施し、委員への意識啓発を行った。	数値実績	・DV防止連絡会の開催 3回(内1回は関係機関との情報交換会も兼ねる)
健康推進課	事業目標	・妊娠期から出産・育児において、妊産婦や乳幼児の状況を把握し、必要に応じて関係機関と連携し切れ目のない支援を実施します。	数値目標	・関係機関連携件数(実数) 150件
	事業実績	・ゆりかご面接や産婦・新生児訪問、乳幼児健診等で妊産婦や乳幼児の状況を把握し、DV・児童虐待等が家庭内で行われていないかを意識的に確認した。必要に応じて、適切な相談先の情報提供、関係機関との連携を積極的に行った。	数値実績	・関係機関連携件数(実数) 224件
生活福祉課	事業目標	・関係機関と連携し、二次被害の防止や被害者の手続負担軽減に取り組みます。	数値目標	・関係機関との連携数(延数) 640件
	事業実績	・令和2年度はコロナ禍による給付金の受給要件の関係で相談件数が増加したが、令和3年度はコロナ禍の影響で、加害者が在宅していることもあり、全体として相談件数が減少し、連携件数も減少した。必要に応じて関係機関と連携し、被害者の手続負担軽減に取り組んだ。	数値実績	・関係機関との連携数(延数) 548件
障害福祉課	事業目標	・擁護者による障害虐待の防止、虐待を受けた障害者の保護、養護者に対する支援等の課題解決に向け、関係機関との連携を進めます。 ・個別の課題に応じて解決に向けた取組みを進めます。	数値目標	・虐待防止ネットワーク実務者会議、同代表者会議の開催回数 各1回
	事業実績	・各機関の情報共有と連携強化の場として、6月に虐待防止ネットワーク実務者会議、10月に虐待防止ネットワーク代表者会議を開催した。コロナ禍での実施のため会場とオンラインでのハイブリッドで実施した。	数値実績	・虐待防止ネットワーク実務者会議、同代表者会議の開催回数 各1回

高齢福祉課	事業 目標	・地域におけるネットワークを構築し、虐待やDV被害者である高齢者に対して適切な支援を行う。	数値 目標	・虐待防止ネットワーク実務者会議及び代表者会議の開催回数 各1回
	事業 実績	・令和3年6月実務者会議、同年10月代表者会議を障害福祉課と共催で実施した。当課では高齢者虐待を中心にネットワーク構築に努め、年度の傾向からの防止策や対応策を協議することができた。	数値 実績	・虐待防止ネットワーク実務者会議及び代表者会議の開催回数 各1回
子育て相談室	事業 目標	子ども家庭支援センターにて、児童虐待の通告等を受け、関係機関等との連携により児童虐待に対応する。また、要保護児童等に対する関係機関が行う支援の実施状況の把握、連絡調整等を行う。	数値 目標	要保護児童対策地域協議会実務者会議進行管理部会開催回数 年5回
	事業 実績	要保護児童対策地域協議会各会議の実施により、関係機関と連携を密に行い、児童虐待の未然防止・早期発見や、虐待の深刻化防止に努めた。	数値 実績	要保護児童対策地域協議会実務者会議進行管理部会開催回数 年5回

課題6 施策1 施策評価		
専門委員会	各所管課の事業内容に対し事業目標が満足していないように感じられる。これは特に相談者目線の内容が定量化しづらいため、その中での目標設定を定量化するという前提の影響が一因かと思われる。今後、事業目標や数値目標指標の見直しも含め研究されたい。	B
推進委員会	専門委員会の評価のとおりとする。目標の見直し等をさらに研究されたい。	B
推進協議会	推進委員会の評価のとおりとする。	B

施策2 DV予防のための取組推進

No.35 広報啓発活動による暴力予防				
事業内容	講座やオンライン等を活用した広報啓発により、DVのメカニズムや背景・実態などについて、市民や関係機関等の理解を促進します。			
人権平和課	事業 目標	・講座の対象者やテーマに合わせて開催方法を検討し、講座開催について関係機関等にも周知を行う。 ・市内各所にリーフレットを配架やHPやツイッターなどを利用してDVについての理解を促進する。	数値 目標	・DV防止啓発講座 2回
	事業 実績	・コロナ禍ではあったが感染拡大状況を考慮しつつ人数を絞って、年度後半にいずれも対面形式で女性のための心理講座、デジタル性暴力から守るための講座及び脱・モラハラ講座を実施した。	数値 実績	・DV防止啓発講座 3回実施

No.36 若年層に向けたDV・デートDVについての広報啓発

事業内容	近隣大学との連携を図るとともに、児童館等での講座開催や学校教育を通じ、若年層がDVやデートDVについて主体的に考える機会を提供します。 また、スーターカーやデートDV加害者等にならないための意識啓発を行います。		
人権平和課	事業目標	・学齢期及び若年層に対し年齢層に合わせた内容のデートDVリーフレットを市内各学校に配布し、校内放送や出張講座の開催等によりデートDVへの認識を深める。	数値目標 ・校内放送及びリーフレット配架 1回
	事業実績	・若年層へのデートDV防止啓発リーフレットを以下のとおり配布した。近隣大学、市内高校、専門学校等、約1,600部	数値実績 ・校内放送及びリーフレット配架 1回
子ども子育て支援課	事業目標	・児童館において日常的に幅広い学年の関わりを持つことによって、多様な性の理解と人権を尊重する意識醸成を行う。	数値目標 ・小中高生対象行事実施回数 12回
	事業実績	・令和3年度は新型コロナウイルス感染症予防のため館内宿泊行事等の大規模なイベントが中止となり、また、中高生タイム等の利用もなかったため、意識啓発を行えるような場の提供ができなかった。日常的な利用の中で自然にコミュニケーションがとれる環境を整え、遊びや制作の提供を行い共有することにより、異年齢の関わりを深めた。	数値実績 ・小中高生対象行事 未実施
学校指導課	事業目標	・各学校の実態を踏まえ、DVやデートDVに関する資料等を活用しながら安全教育を計画的に実施する。	数値目標 ・市立小・中学校15校全校で実施
	事業実績	・すべての市立小・中学校において、東京都の「安全教育プログラム」等を活用しながら、危険を予測し回避する能力や他者や社会の安全に貢献できる資質や能力の育成に向けて、計画的に指導が行われた。また、男女平等推進センターが作成したデートDVに関する資料を全中学校で配布し、生徒への啓発を図った。	数値実績 ・市立小・中学校15校全校で実施

No.37 学校教育における暴力予防に関する教育

事業内容	学校教育を通じて、どのような理由があっても暴力は許されないことを学ぶ機会をつくります。		
学校指導課	事業目標	暴力やいじめの撲滅と相互理解に基づく対話の重視について、各校における取組を進め、児童・生徒の意識を高める。	数値目標 市立小・中学校15校全校で実施
	事業実績	暴力やいじめの撲滅に向け、弁護士によるいじめ予防授業を小学校第5学年と中学校第1学年の全児童・生徒を対象として実施した。	数値実績 市立小・中学校15校全校で実施

課題6 施策2 施策評価

専門委員会	No.36人権平和課について、事業目標に「学齢期」とあるので、学齢期に対する実績を記載するほうがより適確である。また、数値目標指標に「校内放送及びリーフレット配架」とあるので、これも同様に目標に対する実績という視点で実績を記載されたい。	B
推進委員会	専門委員会の評価のとおりとする。	B
推進協議会	推進委員会の評価のとおりとする。	B

施策3 被害者の安全確保と自立支援

No.38 DV・虐待等の被害者・子どもの安全確保と心身に対するケアの対応			
事業内容	子どもの健診、学校・保育園等での生活や相談対応を通じ、DV・虐待被害者を早期発見します。また、被害者や被害者の子どもに配慮した適切な支援を行います。 一時保護に対応できる制度や環境を整備し、保護を求める被害者の安全を確保します。		
契約管財課	事業目標	・休日や夜間など市役所の閉庁時に、ドメスティック・バイオレンスによる被害者が保護を求めてきた時は、二次被害を起こさないよう細心の注意をはかるように当直警備員に徹底する。 ・近くに身を寄せる場所が確保できない場合は、市の施設内に一時的に宿泊できる場所の確保を行う。	数値目標 市の施設内に一時的に宿泊できる場所の確保 継続
	事業実績	・保護を求められた実績はなかったが、休日や夜間など市役所の閉庁時に、ドメスティック・バイオレンスによる被害者が保護を求めてきた時は、二次被害を起こさないよう細心の注意を図るように当直警備員に徹底を図った。	数値実績 市の施設内に一時的に宿泊できる場所の確保 該当事案なし
人権平和課	事業目標	・DV防止連絡会及び要保護児童対策地域協議会において、所管課と情報を共有して子どもと親それぞれに対する支援を行うために連携を図る。保護者への女性相談窓口の周知のため、学校と保育園にリーフレットを配架する。	数値目標 ・学校及び保育園へのDVリーフレットの配架 1回
	事業実績	・若年層へのデートDV防止啓発リーフレットを以下のとおり配布した。 ・市内公立中学校中学3年生への配布：約900部	数値実績 ・学校へのDVリーフレットの配架 1回 (約900部)
健康推進課	事業目標	・妊娠期から子育て期における様々な要因により精神的な不調を抱えている方に対し、精神科医の相談を実施し、育児不安の軽減・虐待予防を図ります。	数値目標 ・親と子の相談室開催数 4回
	事業実績	・精神科医が新型コロナウイルス罹患のため、1回分中止。保健師活動や乳幼児健診等の母子保健事業を通して、DV・虐待被害者や精神的な不調を抱えている方に対して、親と子の相談室を案内し、育児不安の軽減・虐待予防に努めることができた。	数値実績 ・親と子の相談室開催数 3回
生活福祉課	事業目標	・関係機関と連携し、保護を求める被害者の安全を確保します。	数値目標 ・関係機関との連携数(延数) 640件
	事業実績	・令和2年度はコロナ禍による給付金の受給要件の関係で相談件数が増加したが、令和3年度はコロナ禍の影響で、加害者が在宅していることもあり、全体として相談件数が減少し、連携件数も減少した。 必要に応じて関係機関と連携し、保護を求める被害者の安全を確保した。	数値実績 ・関係機関との連携数(延数) 548件
保育幼稚園課	事業目標	・日常的な子どもの観察や関わりの中で、関係機関との連携を図り児童虐待の防止に努める。	数値目標 ・登園状況の確認及び日々の観察 290日 身体測定12回
	事業実績	・園児の登園確認、毎日の登園時の観察、及び情報共有を保育担当と保健担当が全園児に対し行い状況を把握。毎月の身体測定により、成長発達状況の把握を行った。また関係機関との連携をはかり、必要時には保護者との面談を実施(1家庭)	数値実績 ・登園状況の確認及び日々の観察 290日 身体測定12回

子育て相談室	事業 目標	・子ども家庭支援センターにて、児童虐待の通告等を受け、関係機関等との連携により児童虐待に対応する。また、要保護児童等に対する関係機関が行う支援の実施状況の把握、連絡調整等を行う。	数値 目標	・要保護児童対策地域協議会実務者会議進行管理部会開催回数 年5回
	事業 実績	・要保護児童対策地域協議会各会議の実施により、関係機関と連携を密に行い、児童虐待の未然防止・早期発見や、虐待の深刻化防止に努めた。	数値 実績	・要保護児童対策地域協議会実務者会議進行管理部会開催回数 年5回
学校指導課	事業 目標	・児童・生徒への虐待の早期発見・早期対応に努める。	数値 目標	・市立小・中学校15校全校で実施
	事業 実績	・すべての市立小・中学校において、虐待の早期発見・早期対応が適切に行われた。	数値 実績	・市立小・中学校15校全校で実施

No.39 DV・虐待等の被害者支援における情報管理の徹底

事業内容	住民基本台帳のほか、国民健康保険、介護保険、児童手当など、住民基本台帳からの情報に基づき事務処理を行う部署において、情報管理を徹底します。			
市民課	事業 目標	・住民基本台帳事務処理要領に則り、DV等被害者に対し適正に支援措置を行うと共に、他課との情報連携を継続し横断的に被害者の安全確保を図る。また、情報提供ネットワークシステムから不測の情報流出が起らないよう対応する。	数値 目標	・支援措置対象者への対応、情報連携、情報提供ネットワークシステム対応のついて必要とされる措置を全件対応
	事業 実績	・DV・虐待等の被害者からの申出に基づいて、住民基本台帳事務処理要領に規定される支援措置(本人以外に対する住民票・除票・戸籍の附票の交付制限、情報提供ネットワークシステム内の情報保護)を実施した。また、支援措置実施について、他課へ情報連携を行い被害者の安全確保を図った。	数値 実績	・支援措置対象者への対応、情報連携、情報提供ネットワークシステム対応のついて必要とされる措置を全件対応
人権平和課	事業 目標	・DV防止連絡会を開催し、情報漏洩等の事故防止のため所管課とDV被害者への対応等について情報交換、認識を共有し連携強化を図る。	数値 目標	・DV防止連絡会の開催 3回(内1回は関係機関との情報交換会も兼ねる)
	事業 実績	・DV防止連絡会を3回実施し、福祉、子ども、教育等各分野の本連絡会委員と「男性相談における各種支援、連携可能な関係機関」について情報共有を図り、連携強化を行うことができた。 ・第2回の連絡会では関係機関との情報交換を実施し、委員への意識啓発を行った。	数値 実績	・DV防止連絡会の開催 3回(内1回は関係機関との情報交換会も兼ねる)
保険年金課	事業 目標	・確実な事務処理及び職員の更なる意識向上により、外部の問合せに対する徹底した安全確保を行う。	数値 目標	・DV・虐待等の被害者支援情報に係る漏洩事故件数 0件
	事業 実績	・市民課から回付されるDV支援措置リストを国保年金等基幹システムに入力し、窓口担当者が一目で注意できるようにし、安全管理が徹底できるようにしている。また、国保加入手続き等に該当者については、郵送物をそのまま送付してよいか確認も行っている。 ・必要に応じ年金事務所が行っている基礎年金番号変更等のDV支援措置を案内する等して、適切な窓口対応に努めた。	数値 実績	・DV・虐待等の被害者支援情報に係る漏洩事故件数 0件

高齢福祉課	事業 目標	・高齢者虐待により居所を秘匿にしている方の情報管理の徹底を図る。	数値 目標	・虐待防止ネットワーク実務者会議及び代表 者会議の参加機関数 65機関
	事業 実績	・年金生活者の高齢者世帯に収入のない中高年の子どもが暮らす「8050問題」に起因する高齢者虐待ケースが増えている。秘匿にするケースがほとんどを占めるため、委託先や連携機関を含め情報管理には徹底している。	数値 実績	・虐待防止ネットワーク実務者会議及び代表 者会議の参加機関数 70機関
子ども子育て支 援課	事業 目標	・住民基本台帳からの情報に基づき事務処理を行うため情報管理を徹底し、被害者の安全確保に取り組む。また、外国人や高齢者・障害者などに配慮した情報提供を行う。	数値 目標	・被害者の安全確保の観点から取扱注意情 報について担当内での適切な共有 継続実 施
	事業 実績	・被害者の安全確保の観点から取扱注意情報について担当内で情報共有 を行ったうえで適切に取扱いをした。	数値 実績	・被害者の安全確保の観点から取扱注意情 報について担当内での適切な共有 継続実 施

No.40 高齢者や障害者、日本語を母語としない被害者への配慮

事業内容	高齢者や障害者、日本語を母語としない被害者に配慮した情報提供を行い、適切な支援を行います。			
人権平和課	事業 目標	・各分野の所管課及び関係機関と連携を図り、必要に応じて支援できる体制を整備し、相談しやすい環境づくりを行う。	数値 目標	・相談者にわかりやすいリーフレットの作成 及び各関係施設への配架 1回
	事業 実績	・コロナ禍における女性の負担軽減事業における生理用品配布に合わせ て、各種女性相談窓口周知のためのカードを配布した。	数値 実績	・相談者にわかりやすいリーフレットの作成 及び各関係施設への配架 1回
障害福祉課	事業 目標	・障害者が自立した生活を営むことができるよう、相談支援や必要な支 援を行います。	数値 目標	・地域活動支援センター I 型相談支援件数 23,000件
	事業 実績	・市内3か所ある地域活動支援センター I 型において、来所、訪問、電話、 メール等により障害者や障害者の家族等からの相談に対応し、支援を 行った。	数値 実績	・地域活動支援センター I 型相談支援件数 20,441件
高齢福祉課	事業 目標	・地域住民や民間事業者とのネットワークを構築して、緩やかな地域での 見守りを実施することで、高齢者の異変を早期に発見し、適切な支援を 行う。	数値 目標	・地域包括支援センターの関りによって見守 りにつながった件数 607件
	事業 実績	・コロナ禍の影響もあり、市民の見守り意識が高まっている。地域の方々 や民間事業者の配達員等から地域包括支援センターへ寄せられる情報も あり、緩やかな見守り実施に繋げている。	数値 実績	・地域包括支援センターの関りによって見守 りにつながった件数 591件

No.41 被害者の自立支援			
事業内容	各種制度の活用や関係機関との連携により、被害者の自立や心理的な安定、回復を支援します。		
人権平和課	事業目標	・被害者の個々の事情に配慮した情報提供や支援を行う。	数値目標 ・DV相談件数 55件
	事業実績	・被害者の個々の事情や体調に配慮しつつ、自立に向けてエンパワメントを行うよう努めた。	数値実績 ・DV相談件数 62件
生活福祉課	事業目標	・被害者に対する自立支援を行います。	数値目標 ・DV相談件数 150件
	事業実績	・令和2年度はコロナ禍による給付金の受給要件の関係で相談件数が増加したが、令和3年度はコロナ禍の影響で、加害者が在宅していることもあり、全体として相談件数が減少した。 ・必要に応じて被害者に対する自立支援を行った。	数値実績 ・DV相談件数 109件

課題6 施策3 施策評価		
専門委員会		B
推進委員会	事業No.41(生活福祉課)について、コロナ禍の影響により加害者が在宅していることで相談件数が減少とあるが、相談したくてもできない環境にある方々が顕在化したと言える。このような状況に置かれている方々に対する手立てを検討し、これを来年度の事業目標に組み入れるなど検討されたい。	B
推進協議会	推進委員会の評価のとおりとする。	B

施策4 人権侵害を予防するための支援

No.42 セクシュアル・ハラスメントの防止の取組			
事業内容	様々な機会を通じて職員に意識啓発を行い、庁内のハラスメント根絶を目指します。また、市民・事業者に対する広報啓発を行い、ハラスメントの防止を図ります。		
職員課	事業目標	・新規採用職員に対する採用時研修の際におけるハラスメントの防止等に関する指針の配布及びその内容を周知を図る(採用時)。 ・ハラスメント防止に資する研修を実施するとともに、研修生に対してハラスメントの防止等に関する指針の周知を図る。	数値目標 ・ハラスメント防止に資する研修の実施回数 年3回 (新規採用職員向け/管理職向け/全職員向け)
	事業実績	新規採用職員に対してハラスメント指針の周知を図った。 管理職向けハラスメント防止研修及びその他職員向けハラスメント防止研修を実施した。	数値実績 ・ハラスメント防止に資する研修の実施回数 年3回実施 (新規採用職員向け/管理職向け/全職員向け)
人権平和課	事業目標	・市報やHP等でハラスメントの防止に向けた広報を行う。	数値目標 ・市報・HP・情報誌等での周知 1回
	事業実績	・男女共同参画週間にあわせ、市報においてジェンダーに基づくハラスメント防止について記事を掲載した。	数値実績 ・市報においてハラスメント防止記事の掲載 1回

No.43 災害時の人権侵害防止			
事業内容	災害時に人権侵害が起きることのないよう、平常時から人権に関する広報啓発に取り組みます。また、避難所での防犯対策や個別支援、相談窓口を開設するための体制を整えます。		
防災安全課	事業目標	・災害時における避難所での犯罪発生を防止する。	数値目標 ・講習会及び防災訓練において避難所での犯罪発生防止に係る講座及び情報提供の回数 各1回
	事業実績	・令和3年11月20日、防犯リーダー養成講習会のなかで災害時の防犯講座を実施した。	数値実績 ・講習会において防犯講座実施 1回
人権平和課	事業目標	・市報やHPにより災害時の人権侵害について広報を行う。 ・災害時に避難場所等に掲示する性暴力防止のための啓発や相談窓口周知のためのポスター等を作成する。	数値目標 ・市報・HP・情報誌等での周知 1回
	事業実績	・男女共同参画と防災をテーマに、災害時の人権侵害防止に係る女性の視点の重要性を学ぶ市民向け講座を2回開催した。	数値実績 ・市報・HP・情報誌等での周知 2回

課題6 施策4 施策評価		
専門委員会	No.42職員課については、ハラスメント防止の取り組み内容は正規職員以外の職員にも十分周知できるよう、指針・研修内容の周知等を検討いただきたい。	B
推進委員会	専門委員会の評価のとおりとする。	B
推進協議会	推進委員会の評価のとおりとする。	B

施策5 性犯罪被害者の支援

No.44 性犯罪被害者支援のための広報・啓発活動			
事業内容	性犯罪被害者が躊躇せず被害を訴えることができるよう、性犯罪は許されないものであることを、若年層を含めた幅広い世代に広報啓発します。また、性犯罪にあたる行為を明示し、性犯罪被害の潜在化防止に努めます。		
人権平和課	事業目標	・若年層を含めたあらゆる世代に対しインターネットを利用した性被害など性的な暴力の傾向やワンストップセンターなどの相談窓口の周知を行う。	数値目標 ・「女性に対する暴力をなくす運動」のパネル展等イベントによる周知、性暴力防止に関する講座開催 1回
	事業実績	・「女性に対する暴力をなくす運動」にあわせパネル展を行ったほか、シンボルカラーであるパープルの電飾により、市のシンボルツリーをライトアップした。 ・性暴力防止に関する講座を開催し、庁内外の各種相談窓口の紹介を行った。	数値実績 ・「女性に対する暴力をなくす運動」のパネル展実施、性暴力防止に関する講座開催 1回
子育て相談室	事業目標	・子どもからの相談を受け付ける「子ども専用相談電話」の周知を図る。	数値目標 ・「こそでんカード」配布場所 市内小・中学校15校
	事業実績	・子どもが自由に相談できる「子ども専用相談電話」を周知するため、市内全小・中学校へ訪問し、こそでんカードを全生徒に配布するとともに、校内放送で事業の周知を図った。	数値実績 ・「こそでんカード」配布場所 市内小・中学校15校へ配布及び校内放送での周知
学校指導課	事業目標	・市立小・中学校では、性犯罪被害に関する国や都の資料及び市の取組等を活用しながら、学校の実態に応じた取組を実施する。	数値目標 ・市立小・中学校15校全校で実施
	事業実績	・すべての市立小・中学校において、東京都の「人権教育プログラム」や文部科学省の「生命の安全教育」等の資料を活用しながら、学校の実態に応じた取組が実施された。	数値実績 ・市立小・中学校15校全校で実施

No.45 性犯罪・性暴力被害の相談窓口整備				
事業内容	女性に加え、男性や多様な性も含めた性犯罪・性暴力被害(ストーカー・痴漢等)について、誰もが利用しやすい相談窓口を整備します。また、必要とされる支援が届きやすい環境を整備するとともに、関係機関との連携を進めます。			
人権平和課	事業目標	・あらゆる性に対する性犯罪や性暴力被害について研修等により必要な支援について習得し、オンライン相談や男性相談員と女性相談員の選択を可能にするなど相談しやすい環境を整備する。	数値目標	・性暴力に関する研修の参加 1回
	事業実績	・女性相談員が各種研修(要内容確認)に参加し、被害者支援を向上させるために必要な知識について学んだ。また、オンライン相談や男性相談を希望する相談者については、都の窓口を案内するなど適切な支援に繋いだ。	数値実績	・性暴力に関する研修の参加 1回
生活福祉課	事業目標	・関係機関と連携し、被害者に適した制度につながります。	数値目標	・関係機関との連携数(延数) 640件
	事業実績	・令和2年度はコロナ禍による給付金の受給要件の関係で相談件数が増加したが、令和3年度はコロナ禍の影響で、加害者が在宅していることもあり、全体として相談件数が減少し、連携件数も減少した。 ・必要に応じて被害者に適した制度につないだ。	数値実績	・関係機関との連携数(延数) 548件
学校指導課	事業目標	・市立小・中学校では、スクールカウンセラーを含めた組織的な相談体制を構築するとともに、定期的に相談窓口一覧を児童・生徒へ配布するなどして、啓発に努める。	数値目標	・市立小・中学校15校全校で実施
	事業実績	・すべての市立小・中学校において、スクールカウンセラーを含めた組織的な相談体制が整っている。また、学期ごとに相談窓口一覧をすべての児童・生徒へ配布した。	数値実績	・市立小・中学校15校全校で実施

課題6 施策5 施策評価		
専門委員会	事業No.44人権平和課について、庁舎内トイレ等に性被害防止や相談窓口が書いてあるポスターや名刺サイズのチラシが置いてあるが、これらは実績に含まれるのか。実際に市民が持ち帰る等見ており、周知の有効性を実感しているところ、このようなことも実勢に反映するなど検討されたい。	B
推進委員会	・課題4施策1における評価と同様、各事業において教育、広報啓発を進めた結果、どのような効果があったのか事業実績においてしっかりと明示されたい。 ・事業No.45(生活福祉課)について、課題6施策3における評価と同様、相談件数は減少していても実態はむしろ増加している可能性もある。特に在宅におけるDVや性暴力は気づきにくいところであり、自己責任、大人の責任として片づけるのではなく、周囲を巻き込んで全体で支援できる方策を検討されたい。	B
推進協議会	推進委員会の評価のとおりとする。	B

V 成果目標の達成状況

成果目標は、計画実施期間内に達成すべき数値の目標として計画で設定しているものです。
 (実績は令和4年4月1日時点)

〈成果目標の達成状況〉

※実績は令和4年4月1日時点

	項目	計画策定時	成果目標	実績
課題1	庁内の男性職員の育児休業取得率	8% (平成27年度)	20% (令和6年度)	100% (令和3年度末)
	庁内の超過勤務の縮減	一人あたり 月8.3時間 (平成27年度)	一人あたり 月6.4時間 (令和4年度末)	一人あたり 月10.1時間 (令和3年度末)
課題2	審議会等委員に占める女性の割合	32% (平成27年度)	40%以上 (令和2年度)	38.9% (令和4年度)
	[庁内の女性職員の登用] 管理職(課長以上)に占める女性の割合	10.1% (平成27年度)	20% (令和6年度)	23.6% (令和4年度)
	[庁内の女性職員の登用] 係長職に占める女性の割合	28.2% (平成27年度)	35% (令和6年度)	24% (令和4年度)
	防災会議の委員に占める女性の割合	9.1% (平成27年度)	30%以上 (令和6年度)	15.2% (令和4年度)
	保育所待機児童数	88人 (平成27年度)	解消 (令和6年度)	25人 (令和4年度)

VI 参考指標

第2次行動計画の成果目標に関連する数値を参考指標として掲載しています。

〈審議会等に占める女性の割合〉

令和4年4月1日時点で委員数が把握できているもの、政策経営課資料等より作成

名称	委員数	うち男性		うち女性	
		人数	割合	人数	割合
行政委員会	29	24	82.8%	5	17.2%
条例設置の委員会等	510	348	68.2%	162	31.8%
要綱設置の委員会等	628	341	54.3%	287	45.7%
計	1,167	713	61.1%	454	38.9%

①行政委員会等(地方自治法第180条の5)

令和4年4月1日現在

名称	庶務担当課	根拠法令	委員数	うち男性		うち女性	
				人数	割合	人数	割合
教育委員会	教育総務課	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	5	3	60.0%	2	40.0%
選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局	地方自治法第181条	4	4	100.0%	0	0.0%
農業委員会	農業委員会事務局	農業委員会等に関する法律・国分寺市農業委員会の委員の定数に関する条例	15	13	86.7%	2	13.3%
固定資産評価審査委員会	情報管理課	地方税法・国分寺市固定資産評価審査委員会条例	3	3	100.0%	0	0.0%
監査委員	監査委員事務局	地方自治法第195条	2	1	50.0%	1	50.0%
		計	29	24	82.8%	5	17.2%

②付属機関等法律・条例により設置されている委員会等(地方自治法第202条の3)

令和4年4月1日現在

所管課	法律又は条例設置の附属機関名	委員数	うち男性		うち女性		
			人数	割合	人数	割合	
1	情報管理課	国分寺市情報公開・個人情報保護審査会	5	4	80.0%	1	20.0%
2	情報管理課	国分寺市情報公開・個人情報保護審議会	12	9	75.0%	3	25.0%
3	政策経営課	国分寺市行政改革推進委員会	8	5	62.5%	3	37.5%
4	政策法務課	国分寺市オンブズパーソン	2	1	50.0%	1	50.0%
5	政策法務課	国分寺市政治倫理審査会	5	3	60.0%	2	40.0%
6	政策法務課	国分寺市行政不服審査会	5	3	60.0%	2	40.0%
7	財政課	国分寺市補助金等審査会	5	5	100.0%	0	0.0%
8	秘書課	国分寺市表彰審査委員会	5	4	80.0%	1	20.0%
9	契約管財課	国分寺市公共調達委員会	5	5	100.0%	0	0.0%
10	職員課	非常勤職員等公務災害補償等審査会	3	3	100.0%	0	0.0%
11	職員課	国分寺市職員倫理審査会	3	1	33.3%	2	66.7%
12	職員課	国分寺市特別職報酬等審議会	9	9	100.0%	0	0.0%
13	職員課	国分寺市職員懲戒審査会	3	2	66.7%	1	33.3%
14	職員課	国分寺市公益観察員	1	1	100.0%	0	0.0%
15	防災安全課	国分寺市防災会議	33	28	84.8%	5	15.2%
16	防災安全課	国分寺市国民保護協議会	32	27	84.4%	5	15.6%
17	経済課	国分寺市小口事業資金融資審査会	5	5	100.0%	0	0.0%
18	経済課	国分寺市認定農業者審査会	4	3	75.0%	1	25.0%
19	経済課	国分寺市消費生活審議会	6	0	0.0%	6	100.0%
20	経済課	国分寺市被害救済委員会	6	4	66.7%	2	33.3%
21	人権平和課	国分寺市男女平等推進委員会	10	4	40.0%	6	60.0%
22	地域共生推進課	国分寺市民生委員推せん会	10	9	90.0%	1	10.0%
23	保険年金課	国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会	16	12	75.0%	4	25.0%
24	健康推進課	国分寺市予防接種健康被害調査委員会	5	4	80.0%	1	20.0%
25	障害福祉課	国分寺市障害者施策推進協議会	9	6	66.7%	3	33.3%
26	障害福祉課	国分寺市障害支援区分認定審査会	10	7	70.0%	3	30.0%
27	高齢福祉課	国分寺市地域包括支援センター運営協議会	13	7	53.8%	6	46.2%
28	高齢福祉課	国分寺市老人ホーム入所判定委員会	5	3	60.0%	2	40.0%
29	高齢福祉課	国分寺市介護保険運営協議会	15	10	66.7%	5	33.3%
30	高齢福祉課	国分寺市介護認定審査会	60	32	53.3%	28	46.7%
31	子ども若者計画課	子ども・子育て会議	12	7	58.3%	5	41.7%
32	子ども若者計画課	国分寺市青少年問題協議会	11	4	36.4%	7	63.6%
33	子育て相談室	国分寺市立子ども家庭支援センター運営協議会	11	4	36.4%	7	63.6%
34	まちづくり計画課	国分寺市環境審議会	11	9	81.8%	2	18.2%
35	まちづくり計画課	国分寺市都市計画審議会	16	14	87.5%	2	12.5%
36	まちづくり推進課	国分寺市まちづくり市民会議	12	7	58.3%	5	41.7%
37	建築指導課	国分寺市建築審査会	5	3	60.0%	2	40.0%
38	建設事業課	国分寺市財産価格審議会	8	6	75.0%	2	25.0%
39	交通対策課	国分寺市交通安全対策協議会	15	15	100.0%	0	0.0%
40	緑と建築課	国分寺市湧水等保全審議会	4	4	100.0%	0	0.0%
41	緑と建築課	国分寺市緑化推進協議会	14	12	85.7%	2	14.3%
42	ごみ減量推進課	国分寺市廃棄物の減量及び再利用推進審議会	16	7	43.8%	9	56.3%
43	学校指導課	いじめ防止対策審議会	5	4	80.0%	1	20.0%
44	社会教育課	国分寺市青少年委員	13	4	30.8%	9	69.2%
45	社会教育課	国分寺市社会教育委員	8	3	37.5%	5	62.5%
46	ふるさと文化財課	国分寺市文化財保護審議会	7	6	85.7%	1	14.3%
47	ふるさと文化財課	国分寺市武蔵国分寺跡保存整備委員会	10	10	100.0%	0	0.0%
48	公民館課	国分寺市公民館運営審議会	12	7	58.3%	5	41.7%
49	図書館課	国分寺市図書館運営協議会	10	6	60.0%	4	40.0%
		計	510	348	68.2%	162	31.8%

③設置要綱などにより設置されている①②以外の会議等

令和4年4月1日現在

所管課	要綱設置の委員会名	委員数	うち男性		うち女性		
			人数	割合	人数	割合	
1	契約管財課	国分寺市指定管理者候補者選定委員会	7	7	100.0%	0	0.0%
2	契約管財課	国分寺市指定管理者評価委員会	7	6	85.7%	1	14.3%
3	経済課	国分寺市認定農業者相談支援チーム	7	7	100.0%	0	0.0%
4	経済課	国分寺市農業委員会委員候補者検討委員会	7	6	85.7%	1	14.3%
5	経済課	国分寺市就労支援地域連絡会	9	4	44.4%	5	55.6%
6	経済課	国分寺市地域産業活性化プラン推進委員会	13	11	84.6%	2	15.4%
7	経済課	国分寺市消費者見守りネットワーク協議会	18	4	22.2%	14	77.8%
8	文化振興課	国分寺市芸術文化振興事業審査会	7	5	71.4%	2	28.6%
9	文化振興課	国分寺市立いづみホール運営委員会	7	4	57.1%	3	42.9%
10	文化振興課	国分寺市文化振興市民会議	8	3	37.5%	5	62.5%
11	協働コミュニティ課	国分寺市協働事業審査会	9	7	77.8%	2	22.2%
12	スポーツ振興課	国分寺市スポーツ推進委員	16	7	43.8%	9	56.3%
13	地域共生推進課	国分寺市地域福祉推進協議会	58	25	43.1%	33	56.9%
14	健康推進課	国分寺市子どもの歯を守る連絡会	11	4	36.4%	7	63.6%
15	健康推進課	国分寺市健康増進計画評価等委員会	8	2	25.0%	6	75.0%
16	健康推進課	国分寺市新型コロナウイルス感染症対策本部	17	16	94.1%	1	5.9%
17	障害福祉課	国分寺市障害者地域自立支援協議会	22	10	45.5%	12	54.5%
18	障害福祉課	国分寺市障害者虐待防止ネットワーク代表者会議	17	15	88.2%	2	11.8%
19	障害福祉課	国分寺市障害者虐待防止ネットワーク実務者会議	22	10	45.5%	12	54.5%
20	障害福祉課	国分寺市医療的ケア児支援関係者会議	17	3	17.6%	14	82.4%
21	高齢福祉課	国分寺市高齢者虐待防止ネットワーク代表者会議	17	15	88.2%	2	11.8%
22	高齢福祉課	国分寺市高齢者虐待防止ネットワーク実務者会議	20	9	45.0%	11	55.0%
23	高齢福祉課	国分寺市地域ケア会議	26	13	50.0%	13	50.0%
24	高齢福祉課	国分寺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画評価等検討委員会	6	3	50.0%	3	50.0%
25	高齢福祉課	国分寺市生きがい推進事業協議会	12	6	50.0%	6	50.0%
26	高齢福祉課	国分寺市生活支援・介護予防サービス整備推進会議	15	9	60.0%	6	40.0%
27	子ども若者計画課	国分寺市若者支援地域ネットワーク会議実務者会議	22	12	54.5%	10	45.5%
28	子育て相談室	国分寺市要保護児童対策地域協議会 代表者会議委員	20	16	80.0%	4	20.0%
29	子育て相談室	国分寺市要保護児童対策地域協議会 実務者会議委員	20	6	30.0%	14	70.0%
30	まちづくり計画課	国分寺市環境推進管理委員会	12	7	58.3%	5	41.7%
31	まちづくり推進課	国分寺市まちづくり推進会議	6	5	83.3%	1	16.7%
32	交通対策課	国分寺市地域公共交通会議	11	11	100.0%	0	0.0%
33	環境対策課	国分寺市清掃センター周辺地元協議会	12	9	75.0%	3	25.0%
34	ごみ減量推進課	国分寺市廃棄物減量等推進委員会	41	18	43.9%	23	56.1%
35	学校指導課	国分寺市立第五小学校コミュニティ・スクール協議会	12	9	75.0%	3	25.0%
36	学校指導課	国分寺市立第七小学校コミュニティ・スクール協議会	14	8	57.1%	6	42.9%
37	学校指導課	国分寺市立第八小学校コミュニティ・スクール協議会	12	6	50.0%	6	50.0%
38	学校指導課	国分寺市立第九小学校コミュニティ・スクール協議会	13	4	30.8%	9	69.2%
39	公民館課	国分寺市立本多公民館運営サポート会議	10	5	50.0%	5	50.0%
40	公民館課	国分寺市立恋ヶ窪公民館運営サポート会議	10	2	20.0%	8	80.0%
41	公民館課	国分寺市立光公民館運営サポート会議	10	3	30.0%	7	70.0%
42	公民館課	国分寺市立もとまち公民館運営サポート会議	10	6	60.0%	4	40.0%
43	公民館課	国分寺市立並木公民館運営サポート会議	10	3	30.0%	7	70.0%
		計	628	341	54.3%	287	45.7%

〈庁内の女性職員の登用〉 事務系市職員の職位別男女比（26市比較）

市町村名	管理職 総数(A)	うち 女性	割合	係長級 総数(B)	うち 女性	割合	職員総数 (AB除C)	うち 女性	割合	総数 (A+B+C)	うち 女性	割合
八王子市	134	18	13.4%	405	66	16.3%	1,305	576	44.1%	1,844	660	35.8%
立川市	68	11	16.2%	166	36	21.7%	448	165	36.8%	682	212	31.1%
武蔵野市	77	11	14.3%	164	58	35.4%	420	254	60.5%	661	323	48.9%
三鷹市	104	16	15.4%	140	42	30.0%	385	205	53.2%	629	263	41.8%
青梅市	60	5	8.2%	146	18	12.3%	415	156	37.6%	621	179	28.8%
府中市	119	11	9.2%	149	25	16.8%	597	345	57.8%	865	381	44.0%
昭島市	63	18	28.6%	114	40	35.1%	283	134	47.3%	460	192	41.7%
調布市	139	23	16.5%	165	52	31.5%	570	302	53.0%	874	377	43.1%
町田市	151	15	9.9%	408	114	27.9%	936	475	50.7%	1,495	604	40.4%
小金井市	63	11	17.5%	96	13	13.5%	258	119	46.1%	417	143	34.3%
小平市	112	16	14.3%	121	42	34.7%	386	159	41.2%	619	217	35.1%
日野市	101	17	16.8%	117	35	29.9%	490	222	45.3%	708	274	38.7%
東村山市	82	8	9.8%	176	44	25.0%	363	169	46.6%	621	221	35.6%
国分寺市	60	11	18.3%	126	26	20.6%	299	155	51.8%	485	192	39.6%
国立市	46	4	8.7%	92	15	16.3%	206	83	40.3%	344	102	29.7%
福生市	50	6	12.0%	100	31	31.0%	219	96	43.8%	369	133	36.0%
狛江市	53	6	11.3%	47	13	27.7%	182	95	52.2%	282	114	40.4%
東大和市	51	7	13.7%	96	16	16.7%	237	110	46.4%	384	133	34.6%
清瀬市	52	5	9.6%	81	18	22.2%	244	126	51.6%	377	149	39.5%
東久留米市	41	4	9.8%	85	13	15.3%	286	139	48.6%	412	156	37.9%
武蔵村山市	54	5	9.3%	82	15	18.3%	204	91	44.6%	340	111	32.6%
多摩市	68	10	14.7%	153	43	28.1%	473	243	51.4%	694	296	42.7%
稲城市	54	16	29.6%	83	8	9.6%	223	92	41.3%	360	116	32.2%
羽村市	48	4	8.3%	84	22	26.2%	189	87	46.0%	321	113	35.2%
あきる野市	53	7	13.2%	93	25	26.9%	245	90	36.7%	391	122	31.2%
西東京市	64	9	14.1%	185	60	32.4%	414	214	51.7%	663	283	42.7%
東京都	1,903	383	20.1%	5,191	2,029	39.1%	13,296	6,913	52.0%	20,390	9,325	45.7%

令和4年4月1日現在（※東京都については令和3年4月1日現在）

※東京都生活文化スポーツ局都民生活部男女平等参画課作成「区市町村の男女平等参画推進状況（令和4年度）より作成

〈防災委員に占める女性の割合〉 防災会議における委員（会長を含む）の男女構成比（26市比較）

市町村名	防災会議 委員総数(人)	うち女性 委員数(人)	女性割合	市町村名	防災会議 委員総数(人)	うち女性 委員数(人)	女性割合
八王子市	49	11	22.4%	国分寺市	33	5	15.2%
立川市	44	7	15.9%	国立市	25	4	16.0%
武蔵野市	28	5	17.9%	福生市	29	4	13.8%
三鷹市	35	10	28.6%	狛江市	29	8	27.6%
青梅市	35	5	14.3%	東大和市	25	6	24.0%
府中市	28	6	21.4%	清瀬市	26	7	26.9%
昭島市	35	3	8.6%	東久留米市	22	3	13.6%
調布市	32	5	15.6%	武蔵村山市	30	9	30.0%
町田市	34	4	11.8%	多摩市	25	6	24.0%
小金井市	29	8	27.6%	稲城市	18	5	27.8%
小平市	33	7	21.2%	羽村市	30	3	10.0%
日野市	28	8	28.6%	あきる野市	36	3	8.3%
東村山市	34	6	17.6%	西東京市	35	5	14.3%

※内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（令和4年度）」(市区町村編)より作成

〈保育所待機児童数〉 保育所入所児童数と待機児童数（26市比較）

市町村名	令和4年4月1日				令和3年4月1日				増減			
	就学前 児童人口	保育 サービス 利用児童数	就学前 児童人口 比率	待機 児童 数	就学前 児童人口	保育 サービス 利用児童数	就学前 児童人口 比率	待機 児童 数	就学前 児童人口	保育 サービス 利用児童数	就学前 児童人口 比率	待機 児童 数
八王子市	20,386	10,920	53.6%	12	21,383	11,196	52.4%	19	△ 997	△ 276	1.2%	△ 7
立川市	8,085	4,082	50.5%	13	8,390	4,125	49.2%	26	△ 305	△ 43	1.3%	△ 13
武蔵野市	6,773	3,385	50.0%	0	6,957	3,334	47.9%	0	△ 184	51	2.1%	0
三鷹市	8,993	4,489	49.9%	0	9,208	4,411	47.9%	70	△ 215	78	2.0%	△ 70
青梅市	4,251	2,910	68.5%	3	4,469	2,951	66.0%	2	△ 218	△ 41	2.5%	1
府中市	11,644	6,105	52.4%	14	12,226	6,096	49.9%	28	△ 582	9	2.5%	△ 14
昭島市	5,063	2,907	57.4%	13	5,155	2,837	55.0%	15	△ 92	70	2.4%	△ 2
調布市	11,440	6,386	55.8%	16	11,720	6,274	53.5%	46	△ 280	112	2.3%	△ 30
町田市	16,972	8,521	50.2%	75	17,527	8,445	48.2%	76	△ 555	76	2.0%	△ 1
小金井市	6,329	3,452	54.5%	11	6,418	3,335	52.0%	41	△ 89	117	2.5%	△ 30
小平市	9,350	4,479	47.9%	3	9,814	4,332	44.1%	86	△ 464	147	3.8%	△ 83
日野市	8,450	4,448	52.6%	16	8,784	4,535	51.6%	35	△ 334	△ 87	1.0%	△ 19
東村山市	6,245	3,177	50.9%	7	6,373	3,066	48.1%	39	△ 128	111	2.8%	△ 32
国分寺市	6,311	3,324	52.7%	25	6,288	3,247	51.6%	48	23	77	1.1%	△ 23
国立市	3,107	1,624	52.3%	6	3,213	1,650	51.4%	12	△ 106	△ 26	0.9%	△ 6
福生市	1,926	1,277	66.3%	0	2,081	1,345	64.6%	0	△ 155	△ 68	1.7%	0
狛江市	3,935	2,124	54.0%	18	4,106	2,117	51.6%	31	△ 171	7	2.4%	△ 13
東大和市	3,687	2,050	55.6%	0	3,909	2,102	53.8%	0	△ 222	△ 52	1.8%	0
清瀬市	3,106	1,419	45.7%	4	3,144	1,404	44.7%	8	△ 38	15	1.0%	△ 4
東久留米市	5,068	2,557	50.5%	7	5,134	2,512	48.9%	15	△ 66	45	1.6%	△ 8
武蔵村山市	3,110	1,816	58.4%	0	3,223	1,824	56.6%	18	△ 113	△ 8	1.8%	△ 18
多摩市	5,443	2,998	55.1%	4	5,844	3,023	51.7%	12	△ 401	△ 25	3.4%	△ 8
稲城市	4,778	2,541	53.2%	0	4,939	2,522	51.1%	0	△ 161	19	2.1%	0
羽村市	2,120	1,373	64.8%	3	2,137	1,396	65.3%	2	△ 17	△ 23	△ 0.5%	1
あきる野市	3,130	1,888	60.3%	5	3,235	1,904	58.9%	2	△ 105	△ 16	1.4%	3
西東京市	9,183	4,518	49.2%	7	9,528	4,503	47.3%	36	△ 345	15	1.9%	△ 29

※東京都福祉局子供・子育て支援部保育支援課「令和4年度都内の保育サービスの状況について」より作成

Ⅶ 参考資料

資料No.1 令和4年度会議の開催状況

(1) 国分寺市男女平等推進委員会

	開催日	主な検討内容
第1回	令和4年6月17日	委員委嘱，正副委員長の選出
第2回	令和4年8月25日	令和4年度男女平等推進センター事業等事業計画，令和5年度実施「市民意識・実態調査」に向けた項目等意見聴取
第3回	令和4年10月13日	令和5年度実施市民意識実態調査に向けた項目等意見聴取，令和3年度進捗状況の評価における評価方法等変更
第4回	令和5年3月15日	令和3年度進捗状況の評価
第5回	令和5年3月22日	令和3年度進捗状況の評価
—	令和5年3月27日	答申

令和4年度 国分寺市男女平等推進委員会委員（任期：令和4年4月1日から令和6年3月31日）

氏名	所属等	選出区分
○富永 順子	国分寺カウンセリング勉強会	1号委員（男女平等社会の実現に向けて活動している団体の代表）
横田 砂恵子	こくぶんじ性と生をまなぶかい	
若島 礼子	国際ソロプチミスト国分寺	
青木 智子	一般市民公募	2号委員（公募市民）
富本 蒼	一般市民公募	
岡部 正行	一般市民公募	
浅野 幸子	減災と男女共同参画 研修推進センター共同代表	3号委員 （識見を有する者）
◎甲斐田 きよみ	文京学院大学准教授	
中田 雅久	弁護士	
花田 茂	国分寺市立第二中学校元校長	

◎…委員長 ○…副委員長

(2) 国分寺市男女平等推進協議会

	開催日	検討内容
第1回	令和5年3月27日	施策別推進状況評価

令和4年度 国分寺市男女平等推進協議会委員

役職	氏名
副市長	◎橋本 正之
市民生活部長	○沢柳 和彦
政策部長	藤原 大
総務部長	一ノ瀬 理
健康部長	鈴木 佳代
福祉部長	横川 潔
子ども家庭部長	宮本 学
教育部長	可児 泰則

◎…会長 ○…副会長

(3) 国分寺市男女平等推進専門委員会

	開催日	検討内容
第1回	令和5年2月	施策別推進状況評価

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、書面開催とした。

○令和4年度 国分寺市男女平等推進専門委員会委員

(任期：令和4年4月1日から令和6年3月31日)

所属	氏名
政策部政策経営課主任	板垣 祐輔
政策部公共施設整備推進室公共施設整備推進担当係長	◎久保 崇徳
総務部契約管財課契約係長	本郷 愛弓
市民生活部市民課庶務係長	○檀上 浩介
市民生活部経済課消費生活・就労支援担当係長	児玉 宏作
健康部地域共生推進課	松井 宗
福祉部生活福祉課主任	石井 孝昌
福祉部障害福祉課主任	市村 智美
子ども家庭部子ども若者計画課	越野 淑恵
子ども家庭部子ども子育て支援課	小倉 亜希
教育部教育総務課	富永 菜月
教育部学務課主任	松浦 穂里
教育部学校指導課主任	音部 真友子
教育部公民館課	氣仙 遥

◎…委員長 ○…副委員長

目次

前文

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 性別による権利侵害の禁止等（第8条）
- 第3章 基本的施策（第9条・第10条）
- 第4章 具体的施策（第11条—第17条）
- 第5章 男女平等推進センター（第18条—第22条）
- 第6章 苦情等への対応（第23条・第24条）
- 第7章 男女平等推進委員会（第25条・第26条）
- 第8章 雑則（第27条）

附則

人はだれもが「ただその人である」というだけで、かけがえのない存在です。だれもが等しく尊く、性別にかかわらず平等です。

これまで、我が国では個人の尊重と法の下での平等がうたわれている日本国憲法の下、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を批准し、国際社会における取組と連動して、男女共同参画社会基本法の制定等の法整備が進められてきました。国分寺市においては、昭和63年に国分寺市婦人行動計画を策定し、男女平等社会の実現に向けて、市民とともに様々な取組を進めてきました。

しかし、いまだに多くの課題が残されています。ジェンダーによる固定的な役割分担意識とその役割分担意識に基づく社会の慣行には、個々人の自由な活動や生き方の選択を制限するものがあります。ときには一人の人間としての権利まで奪われることがあります。ドメスティック・バイオレンスなど性別に起因する暴力はその現れです。これらの課題の解消に向けて一層の努力が必要です。

人はだれもが多様で自由な存在であり、自分らしく生きる権利を有しています。

国分寺市は、すべての人が性別にかかわらず個人として尊重され、認め合い、支え合いながら、ともに生きることのできる男女平等社会の実現を目指して、この条例をつくります。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の理念に基づき、国分寺市（以下「市」という。）における男女平等社会の実現に関し、基本理念並びに市、市民及び事業者等の責務を定め、市の施策の基本的事項を明らかにするとともに、男女平等社会の実現のための施策（以下「男女平等推進施策」という。）を総合的かつ計画的に推進することにより、男女平等社会を実現することを目的とする。

（定義）

2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女平等社会 一人ひとりが個人として尊重され、性別に起因する差別を受けず、ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により、個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく、個性及び能力を十分に発揮する機会が保障され、対等な立場でともに協力し合い、責任を分かち合う社会をいう。
- (2) 市民 市内に住む者又は市内で働く者、学ぶ者若しくは活動する者をいう。
- (3) 事業者等 市内において事業を行うもの及び非営利の活動、公共的活動その他の活動を行うものをいう。
- (4) ジェンダー 生まれつきの生物学的性別と異なり、社会通念又は慣習の中にある男性像、女性像等社会によって作られた性別をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 職場、学校等社会のあらゆる場で、性的な言動により、他の者を不快にさせ、又はその者の対応に対して更なる不利益を与えることをいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者その他親密な関係にある者（過去に配偶者その他親密な関係にあった者を含む。）による身体的暴力又は精神的、性的若しくは経済的に苦痛を与える行為をいう。

(基本理念)

第3条 男女平等社会を実現するため、次に掲げる事項を基本理念とする。

- (1) 性別にかかわらずなくだれもが、個人として尊重され、性別に起因する差別及び暴力がなく、ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により、個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく、多様な生き方が選択できること。
- (2) 性別の観点から、社会における制度又は慣行をできる限り中立なものにすること。
- (3) 市における政策又は事業者等における方針の立案若しくは決定をはじめとするあらゆる場に、性別にかかわらずなくだれもが対等に参加できること。
- (4) 性別にかかわらずなくだれもが、家庭内での協力及び社会的支援のもとに、子育て、介護等家族としての役割を果たすことと職場、地域等において活動することとを両立できるようにすること。
- (5) 国際社会における取組と密接な関係があることを認識して取組を推進すること。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の基本理念に基づき、男女平等社会の実現に向けて、総合的かつ計画的に施策を実施しなければならない。

- 2 市は、男女平等社会の実現に影響を及ぼすと認められる施策の立案及び決定に当たっては、男女平等社会の実現に配慮しなければならない。
- 3 市は、自らも事業者等であることを認識し、その労働環境において男女平等社会の実現に向けた取組を積極的に推進しなければならない。
- 4 市は、男女平等社会の実現に向けて、市民及び事業者等と協力して取り組まなければならない。

5 市は、男女平等社会の実現に向けて、国及び他の地方公共団体と協力して取り組まなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる場において、この条例の基本理念に基づき、男女平等社会の実現に向けて取り組むよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女平等推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、その活動を行うに当たっては、この条例の基本理念に基づき、男女平等社会の実現に向けて取り組むよう努めなければならない。

2 事業者等は、労働環境の整備に当たっては、その労働者が性別にかかわらず、子育て、介護又は地域活動と、仕事とを両立できるよう努めなければならない。

3 事業者等は、市が実施する男女平等推進施策に協力するよう努めなければならない。

(市民及び事業者等の協力)

第7条 市民及び事業者等は、互いに協力して男女平等社会の実現に向けて取り組むよう努めなければならない。

第2章 性別による権利侵害の禁止等

(性別による権利侵害の禁止等)

第8条 何人も、あらゆる場において、直接的であるか間接的であるかを問わず、性別に起因する差別的行為又は取扱いを行ってはならない。

2 何人も、ドメスティック・バイオレンス、子どもに対する性的暴力その他性別に起因する暴力を行ってはならない。

3 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

4 何人も、ストーカー行為(ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)第2条(定義)第4項に規定するストーカー行為をいう。)を行ってはならない。

5 何人も、外部に情報を提供するときは、前各項に規定する禁止行為及び取扱い並びにジェンダーによる固定的な役割分担を助長する表現を行わないよう配慮しなければならない。

(平成29年条例第15号・令和3年条例第31号・一部改正)

第3章 基本的施策

(行動計画等)

第9条 市長は、この条例の基本理念に基づき、男女平等推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女平等推進行動計画を策定しなければならない。

2 市長は、男女平等推進行動計画の策定及び変更に当たっては、第25条に規定する国分寺市男女平等推進委員会の意見を聴くとともに、市民及び事業者等の意見を反映するよう努めなければならない。

3 市長は、男女平等推進行動計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(年次報告)

第10条 市長は、男女平等推進行動計画に基づく施策の実施状況について、第25条に規定する国分寺市男女平等推進委員会の意見を聴いて年次報告書を作成し、公表しなければならない。

第4章 具体的施策

(啓発活動及び教育による普及)

第11条 市は、男女平等社会の実現に関し、学校教育、生涯学習その他のあらゆる学習の場を通じて、市民及び事業者等の理解を深めるよう必要な措置を講じなければならない。

(雇用の分野における施策)

第12条 市は、雇用の分野における男女平等社会の実現に向けた取組を進めるため、事業者等に対する情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市は、市と契約を締結した事業者等に対し、男女平等推進施策に関する広報及び調査への協力を求めることができる。

(生涯にわたる健康への支援)

第13条 市は、男女が対等な関係の下、妊娠、出産、更年期等に関して互いに理解し、尊重し合い、男女が生涯を通じて健康な生活を営むことができるよう必要な措置を講じなければならない。

(ドメスティック・バイオレンス等の防止)

第14条 市は、ドメスティック・バイオレンスその他性別に起因する暴力を防止し、その被害者に必要な支援を行うための措置を講じなければならない。

(委員構成)

第15条 市は、附属機関等の委員の構成に当たっては、男女の意見がともに会議に反映されるよう努めなければならない。

(調査研究)

第16条 市は、男女平等社会の実現のため、必要な調査研究を行わなければならない。

(財政上の措置等)

第17条 市は、男女平等社会の実現のため、財政上の措置その他必要な措置を講じなければならない。

第5章 男女平等推進センター

(設置)

第18条 この条例の基本理念に基づき、男女平等推進施策を実施し、市民及び事業者等による男女平等社会の実現に向けた取組を支援するため、国分寺市立男女平等推進センター（以下「男女平等推進センター」という。）を設置する。

(位置)

第19条 男女平等推進センターの位置は、次のとおりとする。

国分寺市光町一丁目46番地8

(愛称)

第20条 男女平等推進センターの愛称は、「ライツこくぶんじ」とする。

(事業)

第21条 男女平等推進センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 情報及び学習の機会の提供
- (2) 市民及び事業者等相互の交流の機会及び場の提供
- (3) 相談に関する事業
- (4) 図書及び資料の収集並びに提供に関する事業
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める事業
(管理及び運営)

第22条 この章に定めるもののほか、男女平等推進センターの管理及び運営に関する事項は、別に定める。

第6章 苦情等への対応

(施策への苦情又は改善提案の申出への対応)

第23条 市長は、市が実施する男女平等推進施策又は男女平等社会の実現に影響を及ぼすと認められる施策に関する市民からの苦情又は改善提案に対し、適切に対応しなければならない。

2 市長は、前項の場合において、男女平等推進施策に係る重要事項と認めるときは、第25条に規定する国分寺市男女平等推進委員会に諮問しなければならない。

(性別に起因する人権侵害に係る相談への対応)

第24条 市長は、性別に起因する人権侵害に係る相談については、関係機関、関係団体等と連携を図るとともに、相談した者に配慮した対応に努めなければならない。

第7章 男女平等推進委員会

(男女平等推進委員会の設置及び組織)

第25条 市の男女平等推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、市長の附属機関として、国分寺市男女平等推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、答申するほか、当該事項について市長に建議することができる。

- (1) 男女平等推進施策に係る重要事項に関すること。
- (2) 男女平等推進行動計画の進捗状況に関すること。

3 委員会は、次に掲げる委員10人以内をもって組織し、市長が委嘱する。

- (1) 男女平等社会の実現に向けて活動している団体の代表者 4人以内
- (2) 公募により選出された市民 3人以内
- (3) 識見を有する者 3人以内

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

6 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第26条 委員会は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

5 委員会の会議は、公開する。ただし、国分寺市附属機関の設置及び運営の基本に関する条例（平成11年条例第26号）第5条（会議の公開）ただし書の規定に該当する場合は、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

6 委員会の庶務は、市民生活部人権平和課において処理する。

（平成25年条例第42号・平成29年条例第30号・一部改正）

第8章 雑則

（委任）

第27条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成19年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に存する国分寺市女性行動計画は、この条例第9条第1項の規定により策定された男女平等推進行動計画とみなす。

（国分寺市男女平等推進委員会条例の廃止）

3 国分寺市男女平等推進委員会条例（平成3年条例第8号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

（国分寺市男女平等推進委員会条例の廃止に伴う経過措置）

4 この条例の施行の際、現に旧条例第3条第2項の規定に基づき委嘱された委員については、この条例第25条第3項の規定により委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、旧条例の規定に基づき委嘱された期間を控除した期間とする。

（国分寺市立女性センター条例の一部改正）

5 国分寺市立女性センター条例（平成6年条例第24号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成25年条例第42号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

〔以下略〕

平成10年8月24日

訓令第15号

(設置)

第1条 国分寺市における男女平等社会の実現のための施策（以下「男女平等推進施策」という。）を総合的に推進するため、国分寺市男女平等推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

（平成19年訓令第25号・一部改正）

(所掌事項)

第2条 推進協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 男女平等推進施策の総合調整
- (2) 男女平等推進行動計画の策定及び進行管理に関すること。
- (3) その他男女平等推進施策に関する重要事項

（平成16年訓令第24号・平成19年訓令第25号・一部改正）

(組織)

第3条 推進協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副市長
- (2) 政策部長
- (3) 総務部長
- (4) 市民生活部長
- (5) 健康部長
- (6) 福祉部長
- (7) 子ども家庭部長
- (8) 教育部長

（平成14年訓令第5号・平成16年訓令第24号・平成18年訓令第36号・平成19年訓令第5号・平成23年訓令第22号・平成26年訓令第16号・平成27年訓令第15号・平成30年訓令第11号・一部改正）

(会長及び副会長)

第4条 推進協議会に会長及び副会長を置き、会長は副市長、副会長は市民生活部長をもって充てる。

2 会長は、推進協議会を代表し、推進協議会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（平成16年訓令第24号・全改、平成18年訓令第36号・一部改正）

(推進協議会の会議)

第5条 推進協議会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

（平成16年訓令第24号・一部改正）

(男女平等推進専門委員会)

第6条 推進協議会に男女平等推進専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

2 専門委員会は、第2条第2号及び第3号に規定する事項について調査検討し、その結果を会長に報告する。

（平成16年訓令第24号・平成19年訓令第25号・一部改正）

（専門委員会の組織）

第7条 専門委員会は、次に掲げる部の職員14人以内をもって組織し、市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 政策部 2人以内
- (2) 総務部 1人
- (3) 市民生活部 2人以内
- (4) 健康部 1人
- (5) 福祉部 2人以内
- (6) 子ども家庭部 2人以内
- (7) 教育部 4人以内

（平成19年訓令第27号・全改，平成21年訓令第24号・平成27年訓令第15号・平成30年訓令第11号・一部改正）

（専門委員会の委員長及び副委員長）

第8条 専門委員会に委員長及び副委員長を置き、会長が指名する。

2 委員長は、専門委員会を代表し、専門委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（平成16年訓令第24号・一部改正）

（専門委員会の会議）

第9条 専門委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

（平成16年訓令第24号・一部改正）

（任期）

第10条 専門委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、専門委員が欠けた場合における補欠専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（平成19年訓令第25号・追加）

（意見の聴取等）

第11条 推進協議会及び専門委員会（以下「推進協議会等」という。）は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員及び専門委員（以下「委員等」という。）以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員等以外の者から資料の提出を求めることができる。

（平成16年訓令第24号・追加，平成19年訓令第25号・旧第14条繰上・一部改正）

（庶務）

第12条 推進協議会等の庶務は、市民生活部人権平和課において処理する。

(平成14年訓令第5号・一部改正, 平成16年訓令第24号・旧第10条繰下・一部改正, 平成19年訓令第25号・旧第15条繰上, 平成26年訓令第16号・平成30年訓令第11号・一部改正)

(委任)

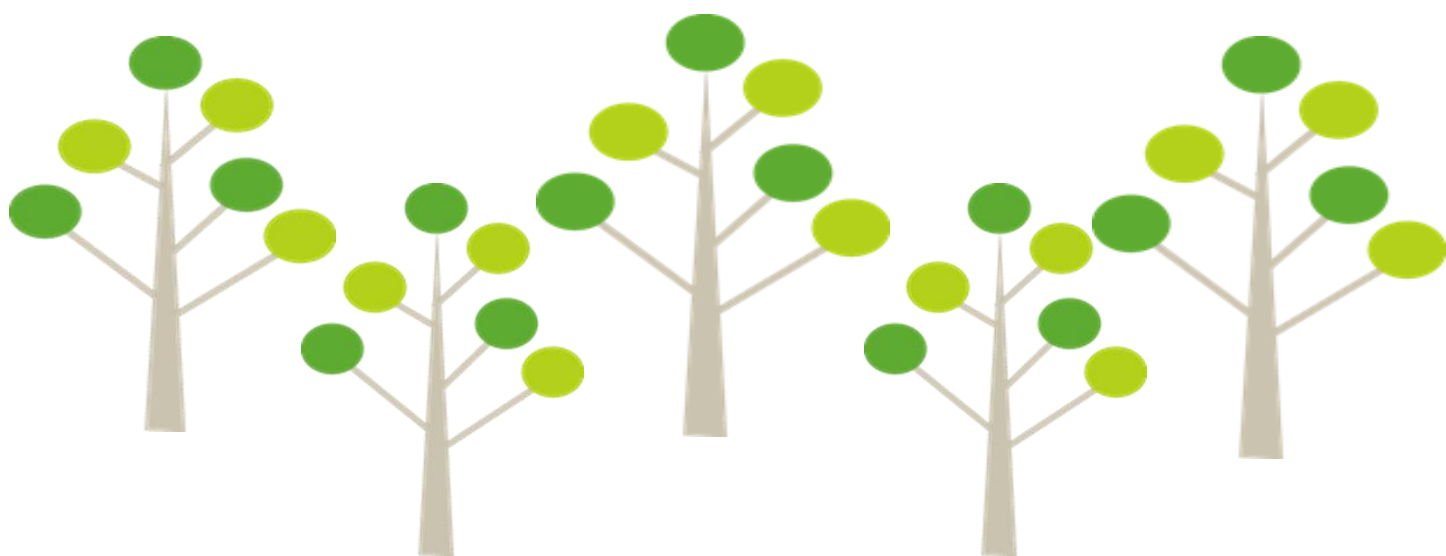
第13条 この規程に定めるもののほか推進協議会等の運営に関し必要な事項は, 別に定める。

(平成16年訓令第24号・旧第11条繰下・一部改正, 平成19年訓令第25号・旧第16条繰上)

附 則

この訓令は, 平成10年9月1日から施行する。

[以下略]



第2次国分寺市男女平等推進行動計画

第2次国分寺市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画

国分寺市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画

令和3年度進捗状況評価報告書

令和5年12月発行

国分寺市 市民生活部 人権平和課

国分寺市光町1-46-8 ひかりプラザ2階

電話：042-573-4378

FAX：042-573-4388